

政党内閣期（一九二四—一九三二年）の朝鮮総督府官僚の統治構想

李 炯 植

はじめに

筆者は以前いわゆる文化統治初期における、朝鮮総督府官僚の統治構想について分析した。本稿は前稿¹⁾に続き、朝鮮をめぐる新たな統治環境に直面した朝鮮総督府官僚が、大塚常三郎以来の朝鮮議会設置構想をどのように展開し、一九二九年兎玉政務総監の就任後に一度は総督府案にまで発展したものの、なぜ挫折するに至ったのかを分析するものである。近年の総督府の朝鮮自治論に対する研究は以下のようなものである。

まず、朝鮮総督府の自治論検討を親日派の育成、民族分断政策の一環として位置づけた姜東鎮、朴賛勝や趙聖九の研究が挙げられる。²⁾ 彼らは朝鮮自治論を民族運動政策の一環として位置づけ、斎藤実総督と総督周辺（阿部充家、細井肇、副島道正）の人物の陰謀や策略として扱っていた。それゆえ、支配政策の立案・推進主体である、政務総監

をはじめ総督府官僚そのものに対しての検討が等閑に付された点に問題がある。

第二に、総督府の朝鮮自治論を民族運動への対応として把握しながらも、朝鮮自治の政策面に着目し、その現実化する過程について分析している森山茂徳、金東明、駒込武の研究が挙げられる。³⁾ 金は朝鮮自治を植民地政府と被統治者との間で行われるバーゲンの材料として認識し、駒込は「協力メカニズム」構築の模索として扱った。森山は朝鮮民族運動の発展と、その一因となった総督府の経済政策の失敗に注目し、朝鮮自治現実化の構想が縮小され、後には顧みられなくなったと結論付けている。特に森山の多角的分析方法は示唆に富むが、朝鮮総督府が様々な選択肢の中で朝鮮自治を選んだことに対する、整合的かつ内在的な説明は必ずしも十分とは言えない。

第三に、小熊英二は官庁としての既特権を防衛する総督府の志向として朝鮮自治論に言及しているが、時代背景を無視した言説分析に止まった。⁴⁾

一方で、政党政治と総督政治に関連する岡本真希子⁽⁵⁾の研究がある。

これは日本国内の政党側から、絶えず総督府に対する人事・官制・予算への介入があったが、総督府側は、天皇に直隷した総督の地位を楯にしてこれを拒絶し、独立した行政「地域」として朝鮮が存在し続けたことに注目したものである。しかし、齋藤総督・児玉総監が若槻内閣によって更迭された事実や、分析時期を拡大した場合を考えるとすると、政党政治から総督政治への介入を防ぐことに成功した⁽⁶⁾というには議論の余地がある。

本稿はこうした先行研究を踏まえて、一方では朝鮮の民族運動に直面しながら他方では政党内閣から絶えず予算・人事・政策の介入の影響を受ける朝鮮総督府官僚が、世界情勢（中国革命の進展やインド独立運動の高揚）に注視しながら現実をいかに認識し、いかなる政策を練り、何を契機として政策の転換を構想するようになったのかを、とてい一枚岩とはいえない総督府内部の権力構造に注目しながら、分析するものである。以下、第一章では積極Ⅱ同化政策が日本の財政事情の悪化により行き詰まっていく中、財政・税制政策をめぐる議論を中心として、朝鮮総督府の官僚が統治政策の転換を模索する過程を描く。第二章では田中内閣の成立後、朝鮮総督人事の政党化が進む中で、積極Ⅱ同化政策、特に教育機関拡張をめぐる議論を中心として、「生え抜き官僚」の朝鮮統治観を明らかにする。第三章では一九二九年の拓務省設置以後、民政党内閣が総督府人事、予算に介入する中で、民族運動の高揚と朝鮮統治の政党化に板ばさみとなった朝鮮総督府の官僚が政策対案として構想した、朝鮮地方議会設置の背景と進行過程、およびその内容を究明する。

第一章 憲政党内閣における朝鮮総督府官僚の統治構想

本章は護憲三派内閣成立以後に総督府に生じた変化について、主に財政・税制政策を中心に探ってゆく。また副島道正の朝鮮自治論や、齋藤総督の指示で作成されたと思われる中村寅之助の意見書の提出背景を検討する。

第一節 総督府人事

① 総督・政務総監人事

海軍出身の加藤友三郎や山本権兵衛内閣、官僚内閣である清浦奎吾内閣などいわゆる貴族院内閣の成立は、結果的には齋藤総督の地位にあまり影響を及ぼさなかった。齋藤総督は『国民新聞』顧問で個人的な政治顧問である阿部充家や同じ言論人出身の細井肇⁽⁷⁾を通じて日本政局の情報を集め、政変のある際に「墓参り杯と称し⁽⁷⁾」て上京するなど、本国の政治変動に敏感に反応していた。特に護憲三派内閣の成立後には齋藤総督交替案も出たが、加藤高明首相は「朝鮮総督として極めて適任者であつて他人を以てこれに更ぶることは絶対に出来ぬ⁽⁸⁾」と齋藤の留任を決定した。内閣の交替に伴ってその進退が左右される文官の台湾総督に比べると、朝鮮総督の地位はより安定的であったと言えるだろう。しかし、政務総監の選任は内閣の政派関係を考慮しながら、政府との協議の上で決定せざるを得なかった。朝鮮総督は政務総監を通じて内閣とのパイプを保つことで予算の確保や政策の調停が可能になり、反対に内閣は政務総監を通じて統治政策や人事・予算・官制に関与することになった。そして齋藤総督と政務総監との関係は、

齋藤総督の非政党的志向により大したトラブルもなく順調な関係を保った。「生え抜き官僚」矢鍋永三郎は、齋藤総督と政務総監との関係について「総監の人物如何によりまして、両者の関係には色々の意味に於て差異を見受けました。或時代には総督が浮き出て、或時代には総督は沈んで見へました⁹⁾」と回想している。つまり政務総監の日本政界における政治力量や政党との関係によって、総督と総監の間との勢力関係はかなり異なっているのである。たとえば、中央における政治基盤がほとんどなかった有吉忠一の場合は、対議会対策や対内閣関係を齋藤総督に依存する傾向が強かった。反面憲政会の下岡忠治は、統治政策や行政整理・人事更迭等に主導的な役割を果たしている。こういう側面から宇垣代理総督は、「水野、有吉、下岡、湯浅と総監の気分に乗る政治が行はれて居る辺から考えて、齋藤子には朝鮮に対する政策の持合せは無かも知れぬ¹⁰⁾」と厳しく批判していた。従っていわゆる「文化統治」における齋藤実の役割や位置づけについては、再考の必要が求められる。それでは以下、総督・政務総監の関係を具体的に見ていこう。清浦内閣が崩壊し、護憲三派内閣が成立すると、政務総監後任問題が再び浮き彫りになった。一時政務総監の下馬評には、齋藤総督と同郷である菅原通敬前大蔵次官や、江木翼書記官長が推薦するとうわさされた上山満之進が上がった¹¹⁾。加藤首相は齋藤総督に有吉忠一総監の更迭を求め、齋藤総督はその後任として菅原通敬を推薦した。有吉は齋藤に三回も辞表を提出し、齋藤も以前から有吉を更迭する意思を持っていたので、総監更迭には異議は無かった¹²⁾。だが、加藤首相は齋藤の菅原推薦を退け、一方で枢密院や齋藤総督の意向を受け下岡忠治に憲政会の党籍離脱を求めたため、下岡は「加藤ノ甲斐ナキニ憤慨シ」ながらも、政務総監に赴任する¹³⁾。この人事の背景には次

のような事情があったといわれる。政友会の横田千之助は護憲三派内閣成立の貢献者であるとして下岡の入閣に尽力したが、加藤首相に受け入れられず、下岡は代わりに台湾総督を望んだが、それも他に阻む者があって実現できなかったという¹⁴⁾。こうした事情があったものの、総監に就任した下岡は産業第一主義を前面に取り上げ、産米増殖政策の遂行に力を注いだ。

ところが一九二五年一月に、その下岡が急死した。空席になった総監の後任問題に対して、齋藤総督と加藤高明首相との間で「総督から希望意見を述べその範囲で人選を首相に一任する¹⁵⁾」と合意した。最初上山満之進の他、関東長官児玉秀雄、菅原通敬、石原健三が下馬評に上がったが、結局湯浅倉平に決定された。齋藤総督の日記によれば、二月一日午後三時に齋藤は首相加藤高明に会見し、その夜九時半には湯浅を訪れ、さらに二月三日午前九時に再度加藤と私邸で会見して、湯浅が就任を内諾したむねを報告した。第一次加藤・齋藤会談では、前者が貴族院議員上山満之進を、後者が湯浅をそれぞれおしたが、結局両者の意見は湯浅に一致した¹⁶⁾。そして齋藤総督は総監就任にあまじりの進まない湯浅に対し、自ら三顧の礼をつくして説得した¹⁷⁾。つまり齋藤総督は下岡総監の場合とは異なり、総督自身が交渉して自らが政務総監を選んだのである。この時憲政会の総務町田忠治は、湯浅の人選について次のように評した。

多年内務省にあって行政事務に最も堪能な人であり、かつ政党政派に偏せずやって来たのであるから（中略）齋藤総督が見込んで懇望したのであらうが、総督府部内に知人も多く定めし気受けないことと思ふ。政変ごとに政務総監が変わっては事業もあがらない。君ならば何れの内閣でもその要なく、植民地に党臭を入

れることもないから、この点から誠に適任である。⁽¹⁸⁾

町田は湯浅の行政手腕と不偏不党の態度を指摘しているが、実際は彼が憲政会系の存在であったことは貴族議員としての言動からも明らかであり、湯浅はその意味では決して完全な不偏不党の人材であるとは言いがたかった。⁽¹⁹⁾ 共産党運動や民族運動が高揚するなかで内務省の警察畑出身だった経歴は斎藤に認められ、また在任期間中に露骨な党派人事が行われていない点からも、湯浅の就任は斎藤の意図に符号する面があった。そして湯浅も産業の奨励に対しては、「故下岡君の遺志を継いで、特に産米の増殖などについては最善の努力を致したい」と下岡総監の政策の継承を闡明した。

② 総督府人事

下岡総監時代になると、総督府中央における総督府人事で水野系の派閥が凋落するようになる。水野の両翼と呼ばれていた庶務部長守屋栄夫や警務局長丸山鶴吉、殖産局長西村保吉が退任し、その代わりに憲政系とみなされた池田秀雄を秋田県知事から殖産局長に就任させ、⁽²¹⁾ 警務局長には木内重四郎の推薦により社会局第二部長から三矢宮松が赴任した。また大蔵省との円滑な予算交渉の実現を考慮して、財務局長には税務通と言われる大蔵省造幣局長草間秀雄を、満鉄から委譲された朝鮮鉄道を管理する鉄道局長には鉄道省を辞職したばかりの大村卓一を抜擢した。総督府設置以来生え抜き官僚によって占められていた財務局長の局長を草間秀雄とし、大蔵省理財局勤務を経て大阪市南税務署長として勤めた水田直昌を財務局事務官に抜擢したのは、財務政策の建て直しを試みたものと思われる。なお下岡は、朝鮮人官吏任用の方針の下で、局長、本府課長や道事務官に初めて朝鮮人を抜擢し任

命した（学務局長李軫鎬⁽²²⁾、学務局宗教課長俞萬兼、黄海道内務部長李範益、咸北財務部長金東薫）。その一方、護憲三派内閣の裏の重鎮である木内重四郎の影響で、木内の門下である生え抜き官僚の躍進が目立った。大塚常三郎を始め、留任する青木戒三専売局長、大塚を継ぐ内務局長に就任する生田清三郎など従来の総督府官僚が台頭するようになった。

下岡人事の中で特に注目を集めるのは一九二四年一二月に行われた行政整理に伴う人事であった。行政整理により総督府の官制が改正され、庶務部及び土木部及び参事官、監察官が廃止されるなど多くの官庁の統廃合がなされ、高等官三百五十人、判任官三二〇〇人、雇員二五〇〇人もの人員整理が行われた。⁽²³⁾ この時期本国からの移入がすくなくあったため、全体的には生え抜き官僚の勢力が拡大したのは想像に難くない。

湯浅政務総監の時期は下岡総監の政策と人事をそのまま継承しているが、警務局長に香川県知事から浅利三朗を抜擢したほかは大きな変動はなかった。

第二節 緊縮財政期の総督府の財政・税制政策

① 緊縮財政政策と行財政整理

この時期の総督府の財政・税制政策については先行研究で明らかにされているので、ここではこれらの研究を踏まえた上で、とうてい一枚岩とはいえない総督府内部の権力構造に注目しながら、朝鮮総督府官僚の財政・税制政策構想に焦点を絞って検討してゆきたい。⁽²⁴⁾ 一九二〇年から始まった「戦後恐慌」は日本政府をして緊縮財政を余儀なくさせ、総督府は放漫な財政支出が許されなくなった。日本政府の緊縮

方針は関東大震災を経ることによってさらに強化され、二四年度予算では朝鮮の公債は全廃されて、一〇〇〇万円の事業費借入金認められたのであった。積極財政の前提となっていた多額の公債資金が望めなくなると、総督府は当然何らかの財政改革に取り組まざるをえなかった。⁽²⁵⁾その財政改革の試みが具体化されたのが、朝鮮財政調査委員会であった。一九二三年六月に設置された同委員会は、従来の租税制度が「財政上当面の須要に応ずるが為随時制定せられたものであるから、財政上の重要を充てる点については充分考慮が払われていったとしても、その各々の租税を、全体として機能を、負担の公平をはかる等と云ふ事は比較的等閑視された」という認識に基づいて、租税の体系を整えるため設置された。⁽²⁶⁾委員は殖産局長西村保吉と大西一郎を除くと、総監府以来の朝鮮総督府の財政官僚と大塚常三郎、富永文一ら内務行政通によって構成された。総督府は早くから税制の不備を認識してきたが、政府の緊縮財政によって圧迫された総督府財政の建て直しを図る中で、税制の改革を模索したのである。この委員会は後述する一九二六年に設置された税制調査委員会と比べると、次のような特徴を持っていた。第一に総督府生え抜き財務官僚が中心となって、三・一運動以後の税制・財政政策の改革を求める流れ、つまり財政の独立を目指す流れの中で生まれたという点であり、第二に調査が国・地方団体、国税・地方税など、広範囲にわたってなされた点である。しかし同委員会は未だその成案を得ないうちに、一九二四年一二月の行政整理のため廃止の運命となった。

この財政調査会と同時期に、税務機関を行政機関から分離独立させる計画が進められていた。総督府では財務局と内務局との間の協議の上、税務機関の設置に合意が成立した。これは租税業務の複雑化、と

りわけ近く一般所得税制度の導入を前提にして、それに対応できる専門的な税務官吏を配置する必要から出された計画であった。⁽²⁷⁾その後、税務監督局と税務署設置案は法制局の審議を終え、一九二四年七月に帝国議会特別議案を通過し、八月一日から施行されることになった税務機関の創設について、新しく赴任した下岡総監は「考慮の余地ある」「不急の機関」として中止の立場を取ったので、相当の物議を醸した。⁽²⁸⁾この問題が八月八日第一回の行政整理委員会で俎上に上げられたが、様々な議論の結果、遂に一時中止するに至った。⁽²⁹⁾その後間もなく和田一郎財務局長は八月一三日付で依願免職され、新任の財務局長には大藏省造幣局長草間秀雄が赴任することになる。この税務機関の独立問題と和田局長の辞職は、まったく無関係であるとは思われない。また斎藤総督が推し進めた税務機関の独立問題が下岡政務総監によって中止されたのは、斎藤総督にとっては不愉快なことであつただろう。

この計画は実施寸前で行政整理のあおりを受けて中止になったが、生え抜き官僚たちは依然として税務機関設置を求めた。そこには深い理由があつた。一九二四年総督府は「税務署建築と予算九十八万円を計上し、全鮮に亘つて税務監督局約五箇所・税務署約百箇所を設置する事を決定」⁽³⁰⁾し、税務署についてはその建物の確保や人事の選定まで準備が進捗していた。実務担当者である財務局税務課長井上清は歳入の増加を計るため、不十分な税務方面に充実した機関を設置することによって自然増収を計り、一九二四年において約百万円の自然増収と共に逐年の成績向上を見込んでいた。⁽³¹⁾そして、財務局官僚は税務監督局や税務署の建築に必要な経費を、その設置によってうまれる自然増収を以て充当しようとする心算であつた。これは税務機関を設置して朝鮮に一般所得税を導入することで総督府財政を健全化させ、予算に

において大蔵省の干渉を受けず、朝鮮独自の政策を施行しようとする制度設計にはかならなかつた。⁽³²⁾ 財政調査委員会の廃止と税務機関の設置の一時中止は、生え抜き官僚の自立的な財政建て直しの挫折を意味し、その後税制整理・財政政策の主導権は大蔵省・大蔵省出身官僚の手に移られるようになった。

② 税制整理

財政調査委員会による独自の財政・税制の建て直しの試みは下岡総監就任によって挫折したが、行財政整理が一段落すると、税制整理の論議が日本政府側からはじまった。加藤総理は一九二五年一月二二日の施政方針演説を通じて税制整理の方針を明らかにし、税制改革に取り組むことを宣言した。同年四月大蔵省内に蔵相（浜口雄幸）を会長とし、大蔵省官吏の他に内閣関係官吏を委員とする税制調査会を設置して、六月末にはこの税制調査会により税制整理方針と直接国税整理要綱、間接国税整理要綱などがまとめられた。この税制調査会でまとめた整理案は浜口蔵相の主導によって作成され、憲政会の年来の主張を実現したわけだが、大蔵省にとっては税収の確保が何よりも優先される中、不況下での新たな課税は可能な限り避ける方針を取った。結局、税負担が軽度の資本利子税と清涼飲料税を新設し、営業税の課税標準を外形標準から純益に改定したほか、歳入の減少を補填するため相続税、酒造税、麦酒税などの増徴が決定された。⁽³³⁾ として一九二六年に入ると、政府は第五一回議會において「外地の税制に就ても速やかに整理すべき方針なることを声明」⁽³⁴⁾ し、一九二六年の総督府予算に税制整理の経費として一五万円が計上されて、朝鮮における税制整理が本格化する。第五一回帝國議會衆議院予算委員会で憲政會議員石坂

豊一が税制整理に対する質問をすると、これに対し政府委員草間總督府財務局長は「内地ト均衡ヲ取ルガ為ニ改正ヲ致スモノモアリマス。又ソレニ関連ヲ致シテ寧ロ根本ニ遡ツテ負担ノ均衡ヲ得セシメル為ニ、新ナル租稅ヲ場合ニ依テハ設ケル必要モアリマス、両方ノ方面ニ向ツテ要求イタシタイノデアリマス」⁽³⁵⁾ と答え、税制整理の基本方向について日本との均衡を取ることを明らかにしながら、増税の可能性を認めたと。そして帝國議會が終了すると、朝鮮における税制整理が実務的にも本格化する。塚本清治内閣書記長官は四月一四日に浜口蔵相を訪問して、植民地の税制整理中、特に朝鮮における税制の根本的整理について協議した。⁽³⁶⁾ 大蔵省は整理の具体的方針として「内地同様社会政策的見地から整理を行うこと」、「内地の整理に準じ相当改廃を加ふる事」などを確定したが、これは一九二五年に大蔵省がまとめた税制案を植民地にできるだけ適用する方針、つまり税制における内地延長に他ならなかつた。大蔵省は第五二回議會に内地の第二次税制整理（登録税、砂糖消費税等）や樺太の醬油税廃止等と共に、植民地における税制の根本的整理を行い、内地の税制に対応せしめようと計画したのである。

このように、朝鮮の税制整理は大蔵省によって発議され、大蔵省官僚の主導権の下に実行された。一九二六年六月の六・一〇万歳運動の勃発直後に、大蔵省の税制方針を下にして税制調査委員会が設置される。委員会は六月二八日第一回の会合を開催し、調査審議の範囲と方法については小委員会を設けて事務の進行を図ることにした。調査範囲は内国税、関税（移入税を含む）、地方租税、専売に関する事項に決定し、調査方針は租税の体系及びこれに対する実行案を第一に調査審議することにした。また事務進行のための小委員会の構成員として、

草間財務局長、生田内務局長、山本厚蔵審議室事務官、松本誠理財課長、石黒英彦地方課長、田中三雄稅務課長、水田直昌司計課長代理、大島良士京畿道財務部長を任命し、小委員会がまとめた実行案を委員総会に付議することに決定した。⁽³⁷⁾その後第一回小委員会で、直接國稅、間接國稅、關稅、地方租稅、專賣、稅務機關の整備の順で調査することを決定し、まず小委員会は國稅體系樹立に関する調査に取り組んだ。また七月はじめには、主務局長である草間財務局長が、本國の關係官吏を委員に囑託するために東上した。⁽³⁸⁾それは本稅制整理が内地主管官庁に回付された際に、關係官庁である大藏省、法制局、拓殖局に朝鮮独自の事情を知らせるためであるのみならず、本國の稅制と連携を保つ必要があったからであろう。その後同委員会は國稅體系において、朝鮮の現行稅制制度が「(一) 各稅間の脈絡整はずその組織不完なること、(二) 現在の經濟狀態に適合せざるものあること、(三) 負擔の衡平を得ざること、(四) 屈伸力を欠き財政上の需要に心じ難きこと」の欠点があると判断して、それを補正するため、將來における國稅の體系を「(一) 一般所得稅を租稅體系の中樞となすこと、(二) 收益稅の組織を整備し一般所得稅の補完稅となすこと、(三) 消費稅・關稅及交通稅を配し以て租稅體系を全からしむること」の方針を立てた。このような改正の方針は増稅を目指しながら、「所得稅を中心とし補完稅として地稅および營業稅に適當な改善を加えて存置」するという大藏省の方針を踏襲したことに他ならなかった。しかしこの國稅體系を直ちに実行に移すことは、朝鮮の「民度」、産業の狀況に照らして困難であるので、ある程度は朝鮮の「特殊事情」を考慮せざるをえなかった。同委員会は「小委員会の回を重ねること十五回、このほか國稅に関する財務局の打合せは四十五回、内務局地方稅に関する協

議会も四十余回⁽³⁹⁾に及ぶぐらい慎重に調査・審議を続け、第一次実行案として、(一) 市街地稅令を廢止し地稅令に統一すること、尚地稅令に付相當改正を加ふること、(二) 營業稅を創設すること、(三) 資本利子稅を創設すること、(四) 所得稅を改正すること、(五) 酒稅を改正すること、(六) 移入稅を改正すること、(七) 關稅を改正することにつき調査・審議を遂げた。直接稅として營業稅・資本利子稅を創設し、砂糖消費稅・酒稅・綿織物移入稅などを改正したことは、大體大藏省の稅制改正の方針を貫徹するものだった。しかしながら、その開催回数が多さからも判るように、小委員会での營業稅や所得稅改正に対する議論は、容易にまとまらなかった。地方稅の場合、所得稅と同一内容を有するものが存在し、特に學校組合戸別割の負擔が大きいという問題があった。その中でも特に議論が激しかったのが、營業稅である。營業稅は資本金・売上高・従業員などの外形標準に基づいて課する稅だったので、内地では不公平さに対する批判のため一九二六年には廢止や地方委讓まで論ぜられ、結局一九二六年二月に廢止されて、代わりに營業純益に課稅する營業收益稅が新設されていた。⁽⁴⁰⁾一九二六年に日本で廢止された營業稅を朝鮮で國稅として新設することは、当然小委員会の内に対立を發生させたのである。營業稅の新設について、反対側は次のような理由をあげている。地方稅・國稅を對等に賦課すること、永年議論の種になった外形標準制による内地の旧營業稅は國稅として不適切であること、行財政整理の結果地方の増稅負擔が過重であること、市街地内居住者の負擔の加重などであった。⁽⁴¹⁾そして反対者は營業稅の國稅新設の代わりに、「國費財政上の必要ある場合は煙草定価の引上又は酒稅稅率の引上等に依り適當なる増收を計る」ことを提言した。具体的にだれが營業稅を國稅に移すことに反対した

かは断定できないが、小委員会のメンバーの中で、少なくとも内務局の官僚が積極的に賛成したとは思われない。なぜなら下岡総督の主導で行われた行財政整理の結果として総督府が総督府所管業務を地方団体に移管したため、道には国家業務の委任もあって土木・勸業・教育を中心に経費が増加しており、面でも中心である事業費のほか徐々に土木・勸業の関連費が増加しているという問題があった。そして内務局の官僚は直接税である営業税を地方税に編入することによって、地方財政の悪化とそれによる地方税の増税を少しでも防ごうとする側であり、国税を新設して政府の補充金をできるだけ削減させようとする、政府・大蔵省の方針とは対立していたからである。営業税を地方税の中に編入し、その代わりに煙草定価の引上げ、または酒税税率の引上げにより増収を計る主張は、国税は間接税をもって、地方税は直接税をもって充当するという児玉秀雄の三・一運動善後策の構想とも類似するところがあった。地方税を直接税で充当し、朝鮮人の租税に対する抵抗を地方自治の漸次拡大を通じて緩和させようとする構想と一脈相通するところがあるだろう。

同年九月に小委員会は国税体系及びその第一次実行案並びに地方租税法体系及びその第一次実行案を決定して、九月六日から行われる予定である税制整理委員総会に提出した。九月四日には大蔵省主税局長黒田英雄、拓殖局書記官北島謙次郎、法制局参事官樋貝註三が朝鮮に渡って調査委員会への参加が可能となり、はじめて調査委員会の本会議開催の準備が整った。初日の九月六日には小委員会でまとめられた案を財務局長が提出し、まず国税の体系並にその実行方法等につき協議をはじめたが、審議には入ったものの決定を見るに至らずに終わった。本会議で依然として会議の焦点となり議論されたのは、やはり営

業税、移入税の撤廃如何であった。⁽⁴³⁾ 九月八日に質疑応答が終わり、その翌日から営業税、移入税につき審議したが、営業税の新設については行政方面から幾分の意見があり、酒織物移入税については全廃と半減の意見が分かれ、特に殖産局側は全廃に反対するなど、難航を重ねた。⁽⁴⁴⁾ 九月一〇日によく五日間に渡る会議が終わり、国税においては営業税が新設され、ほぼ内地と同様に酒税が値上りし、酒織物移入税は総督財源を考えた上で、若干値下げするに留まった。地方税においては市場税を廃止する代りに不動産移転税を新設して、結果的に二〇万円相当の増税が行われるようになる。このようにして租税制度を内地と同様にするという、伝統的な大蔵省税制方針が⁽⁴⁵⁾そのまま採用されるようになった。そして大蔵省の税制方針の貫徹によって朝社会の疲弊は悪化し、植民地の矛盾は一層深化されるようになった。その一方で、増税は植民地朝鮮における政治的参与要求を高揚させ、総督府官僚が統治政策の転換を構想し始める契機を提供することになった。

第三節 統治構想

① 副島道正の朝鮮自治論と朝鮮総督府官僚

加藤内閣が成立すると、今まで日本の植民地統治方針の一枚看板であった、内地延長主義が再検討され始めた。植民地視察から帰ってきた浜田恒之助拓殖事務局長（憲政会議員）は一九二五年八月、加藤首相に植民地出張復命書を提出したが、その中で、次のように植民地政策の転換を提言している。

朝鮮、台湾ニアリテハ風俗慣習ヨリ文物制度ニ至ル迄極力内地化セムト努メツ、アリ、其ノ結果ハ有形、無形共ニ旧来ノ事物ヲ破

たが、それを研究して朝鮮統治に一つのエポックを作らうと云ふ考へがあつた様であります。⁽⁵⁵⁾

松村が欧米出張に出たのが一九二五年一月のことであるが、下岡は加藤首相と植民地問題認識に歩調をあわせ、松村をアイルランドに行かせ、アイルランド問題を研究させることによって、統治政策の転換を試みようとしたのではないかと思われる。このように下岡総監が赴任すると、大塚常三郎を始めとする生え抜き官僚のみならず、朝鮮総督府の首脳部も朝鮮人政治参与問題を含む統治政策の転換を検討し始めた。⁽⁵⁶⁾このように総督府内部では、表に出ない動きがあつた。

さて普選選挙法の成立は植民地における政治参政権問題を浮き彫りさせ、植民地統治の根本方針が問われるきっかけにもなつた。普選選挙法の通過に当たって元台湾総督である田健治郎は、元老西園寺公望や元首相山本権兵衛に日本帝国の植民地統治の根本方針（内地延長主義か自治主義か）の樹立を促していた。⁽⁵⁷⁾また元朝鮮軍司令官菊池慎之助は、一九二五年二月朝鮮の民情が日増しに險悪化し、独立思想が高まつているので特段の対策を講じなければならぬと田健治郎に漏らした。その後、中央集権的な植民地政策に批判的であつた菊池は「世界各国の政体如何を研究」し、その結果を齋藤総督に送つた。⁽⁵⁸⁾

ところで、一九二五年一月、副島道正京城日報社長は、総督府機関紙である『京城日報』に「朝鮮統治の根本義」をのせ、朝鮮自治論を公に主張し、在朝鮮日本人社会に大きな波紋を起した。副島の「朝鮮統治の根本義」は、先行研究の指摘のように、民族主義者を自治論に誘導するための観測気球であつたことは間違いないが、本稿ではその提唱背景について、総督府をめぐる内外環境の変化という側面から見てみたい。副島は京城日報社長の条件として「不偏不党」・「独立独

歩」の方針を齋藤総督に要求したが、齋藤総督はそれを快諾し、相当の地位を約束した。⁽⁶⁰⁾副島は欧米出張から帰ってきて間もなく、一九二五年一月二四日に三矢警務局長と会見した。その際、三矢局長から『京城日報』の姉妹紙であるハンブルグ新聞『毎日申報』の不振を問詰められると、副島はその打開策として三矢に「此際独立独歩不偏不党の主義を發揮し自治論を唱へては如何」と提案し、賛成の意を得た。⁽⁶¹⁾

その後副島は丸山幹治主筆に筆記させ、周知のように『京城日報』紙上に一月二七日から三回にわたって「朝鮮統治の根本義」を社説として掲載し、帝国議会への朝鮮人議員参入に反対し、朝鮮自治を唱えた。このように副島の自治論提唱は、三矢が賛成の意を表すなど総督府の暗黙の了解を得たと思われる。総督府内部事情について元総督府内務部長官で当時賞勲局総裁であつた宇佐美勝夫は、一九二五年一月、朝鮮事情研究会の機関紙である『朝鮮時報』を通じて「朝鮮の参政権問題に就ては政務総監も考慮していられるやうに恐らくそれは特別注視の下に朝鮮議會を開設しようとするのではあるまいと思はれる」と観測していた。同じ朝鮮事情研究会のメンバーであつた副島は、前述したように総督府が朝鮮自治に関心を持つていることを探知し、自治論を唱へ「過激なる鮮人に対して一種の安全弁」たることを期待したのではないか。だからと云つて副島の自治論は、三矢局長によつて民族運動の融和策としてのみ利用されたとは考えられない。なぜなら『京城日報』を純然たる株式会社しようとする副島の方針には反対したものの、三矢警務局長は「与フルモノハ与へ抑ヘルモノハ押へ可シトナリ、朝鮮限りノ地方議會ヲ必ズ現在予算ノ半額ハ之ヲ地方議會ニ帰スヘシ」と、朝鮮自治に賛意を表しているからである。このように副島の自治論提唱は民族主義者を自治論に誘導するための観

測気球であったことは間違いないが、総督府官僚は自治論に対して相当同調したのであろう。

② 中村寅之助の案

齋藤は一九二七年三月に官房文書課長中村寅之助⁽⁶⁵⁾に、「朝鮮人の参政権に関する問題に付いて案を作れ」と命じ、中村はこれを受けて意見書を作成した。齋藤はそれを私的腹案として若槻首相に提出しようとしたが、内閣総辞職により若槻には口頭で伝え、元老西園寺には一冊を手渡したという経緯があった。⁽⁶⁶⁾この時に中村が作成した意見書は、『齋藤実関係文書』中にある「朝鮮在住者の国政並地方行政参与に関する意見」と題される書類と推定される。⁽⁶⁷⁾先行研究では主に社会運動および民族運動との関連性に注目するが、本稿では先行研究の民族運動への対応という理解を踏まえながら、なぜこの時期に齋藤総督が同意見書を作成させたかという問題を、総督府をめぐる内外の統治状況から見てみたい。

湯浅政務総監が朝鮮に赴任した後、朝鮮総督府をめぐる内外の統治環境は大きく変わった。まず、朝鮮内では一九二六年六月に六・一〇万歳運動が勃発し、また一九二七年二月には新しく左翼と民族運動陣営の合作団体である新幹会が結成された。次に第五〇議会で普通選挙法案（一九二五年五月公布）が通過すると、日本の植民地住民に対する参政権付与の問題が、一層活発に議論されることになった。一九二七年二月一九日、大垣丈夫外五六名は、第五二回議会で政友会議員松山常次郎を紹介議員として「朝鮮在住者ニ対スル参政権付与ニ関スル件」と題する請願書を提出したが、採択されず参考として政府へ送付されるに止まった。今まで親日団体である国民協会を中心として行わ

れていた参政権請願運動に、在朝鮮日本人が参加したのである。一方、一九二六年三月には第五一回帝国議会に対し、陳情活動を受けて樺太への衆議院選挙法施行に関する法案が議員から提出された。これは衆議院で委員会を全会一致で通過しながらも、上程を見ず審議未了となり、同趣旨の法案も第五二議会衆議院で賛成多数で可決されながら（議員提出）、貴族院で審査未了となった。⁽⁶⁸⁾朝鮮とは異なり、樺太への選挙法施行は衆議院で多数の賛成を得ていたため、以後に期待がかけられた。こうした中で、副島は井上準之助が「徹頭徹尾小生の論に賛成なる旨断言致され候。又某大臣は若槻総理も自治論者なる旨申され候」と述べ、齋藤総督に朝鮮自治の実行を促した。⁽⁶⁹⁾齋藤総督は一九二六年七月、中央朝鮮協会専務理事阿部充家に書翰を送り、「中央朝鮮協会ノ発会式モ举行セラレ候由コレヨリ事業トシテ研究ノ結果ヲ承ルヲ得ベクト期待罷在候」と述べ、中央政界における朝鮮人政治参与問題の論議を注視した。ちなみに中央朝鮮協会は一九二六年、朝鮮総督の政策を援助するため、朝鮮総督府の元高官を中心として、朝鮮と関係がある財界人・ジャーナリスト・衆議院議員・貴族院議員・在朝鮮日本人などを会員として、東京で組織された植民地関係者からなる団体である。⁽⁷⁰⁾協会は朝鮮問題の研究のため、特別調査委員会（委員長井上準之助）を設けたが、政治及び行政を研究する第一部では参政権問題が研究されていた。

第三に、中国で北伐が進むことによって、朝鮮にその影響が及ぶのではないかという懸念が、総督府官僚をはじめ齋藤総督の側近中に広がった。例えば、「支那通」である田鍋安之助は一九二七年四月二日、齋藤総督に「張作霖敗退すれば満州が大混乱に陥る恐れあり」、「其混乱が朝鮮に波及すべきは免ざる」と述べ、懸念をあらわした。また篠

田田策李王職次官も「北部支那の赤化の後は朝鮮も動揺する事なきを保し難し」⁽⁷³⁾と心配した。

第四に、第五二議会で税制調査会が提出した増税案が通過し、増税が決定された。一九二七年から施行された税制整理の影響による増税、とくに営業税の国税委議による地方税の負担の加重は、公共団体議員の自治拡張要求を一層活性化させることとなった。

こうした状況の中、財部彪海相は一九二七年二月一〇日、齋藤総督に五月ジュネーブで行われる軍縮会議の日本代表として参加することを依頼したが、齋藤総督は辞退した。⁽⁷⁴⁾内閣でも若槻首相は中国の情勢を考慮して同意せず、幣原外相も同様の理由で反対の立場であった。

結局財部海相は山梨勝之助次官を朝鮮に急派して、宇垣一成陸相を臨時総督に立てることで齋藤を説得し、その同意を得た。このように齋藤総督は海軍側の懇切な願いを受け入れて朝鮮を離れる前に、湯淺政務総監とも相談せず、政治的な負担が少ない「私的腹案」として、朝鮮人参政権問題を元老や若槻前首相に提示したのである。民族・社会運動が高揚する一方、朝鮮居住者の政治参与要求が高まる中で提出された「私的腹案」は、中央政界における反応を計るための観測気球にほかならなかつただろう。

第二章 山梨総督時代の統治構想

本章では、山梨総督の赴任以後に総督府に生じた変化について、人事と政策を中心に考察する。山梨総督時代に朝鮮自治論の検討は中止され、積極的「同化政策」が推進されたが、これは「生え抜き官僚」の反発を招いた。その具体例として、普通教育拡張改革をめぐる議論を取

り上げ、「生え抜き官僚」の朝鮮統治観を明らかにしたい。

第一節 総督府人事

① 総督・政務総監人事

齋藤総督がジュネーブ軍縮会議に出かける直前に、枢密院の台湾銀行緊急勅令問題で若槻内閣が倒壊し、政友会の田中義一内閣が成立した。政友会の政権交代の影響は、今まで内閣の交代に超然としていた朝鮮総督の人事にまで及び、齋藤総督がジュネーブから帰ってきた際には、朝鮮総督更迭問題が発生した。田中首相は盟友で元陸軍大臣であった山梨半造大将を総督に内定し、齋藤の帰国前から、新聞を使つて齋藤の総督辞職を既成事実化しようとしていた。これに対し健康状態が悪化していた齋藤は田中の勧告を受け入れ、辞任を受け入れた。⁽⁷⁵⁾しかしシベリア出兵中の機密費乱用事件や政友本党切り崩しのための議員買収事件に関連して、山梨には反対の声が多く、そのため山梨総督起用を試みる田中・政友会に対する批判も強かった。周知のように昭和天皇は「世評に閑し御下問」したのみならず、元老、宮中、枢密院側からもこの人事に憂慮する声が多かった。⁽⁷⁶⁾また野党は言うまでもなく、犬養毅、高橋是清、元田肇など政友会の顧問をはじめ政友会議員の中でも反対の意見を持っている者が多かった。一方、総督府警務局長浅利が齋藤元総督に「朝鮮の政党化に就ては国家の深憂とも被存候」⁽⁷⁷⁾と述べるなど、朝鮮総督府関係者や在朝日本人の中でも、山梨には批判的であった。

このように山梨総督が世上不評だったので、田中首相は各方面から円満視される人物を政務総監に選考しようとした。田中首相は山梨を内定した後、鳩山内閣書記官長を使い、樺山資英に総監就任を徳憑し

たが、「適才は他にありませう」と断られた。⁽⁷⁸⁾その後、川村竹治や政友会議員早川鉄冶が下馬評にあがったが実現できず、湯浅政務総監に留任を勧めるなど、総監の後任選定は難航を繰り返した。結局田中首相は自身が陸軍大臣の時、大阪で軍事援護会の資金募集を援助するなど、肝胆相照する間柄の池上四郎を推薦した。池上は各府県警察部長歴任の後、大阪警察部長を経て大阪市長に推薦されて以来約一〇年間在職し、円満なる自治的手腕を発揮しかつ警察行政にも経験のある七一歳の老人であった。池上の抜擢は、神田署長時代から長年政友会に關係を持ち、関西政友会を開拓した功勞が認められたものと伝えられる。⁽⁷⁹⁾しかし一九二九年四月に池上四郎政務総監が死亡した後、再度後任人事が難行することになった。結局児玉秀雄が六月二二日赴任するまで、二ヶ月以上総監の地位が空白となる事態となっている。宮内次官関屋貞三郎は、元関東長官児玉秀雄の総監就任の経緯について次のように書いている。

午前児玉伯政務総監ニ親任池上氏薨去後田中總理ニ対シ最初宇佐美氏ヲ推薦セシコトアリ山梨總督帰京前總理ヨリ宇佐美氏ニ交渉セシモ受ケス其後總理ニ面会セシ際（行幸供奉ヨリ帰京後）宮内省ヲ去リ他ニ出ツル心ナキヤヲ問ハレタルモ意ナキ旨返答セシコトアリ沢田君（当時北海道長官沢田牛磨 筆者注）ノ説アリシモ考慮ノ結果児玉伯ニ決セルモノ、如シ⁽⁸⁰⁾

政務総監の人選について関屋次官は、総督府在職時代の上官で当時の資源局長官であった宇佐美勝夫を田中總理に推薦した。田中はその就任を宇佐美に交渉したが、宇佐美は受け入れなかったため、さらに関屋に打診したが、それも断わられた。結局斎藤実が田中首相に児玉を推薦し、田中首相からは「宇垣大将の補佐役たらんことを期する

こと」⁽⁸¹⁾を約束した上、児玉は朝鮮に赴任した。

② 山梨・池上人事

山梨・池上総監時代の人事の特徴はまず、日本本国からの新任者が大幅に減ったという点である。⁽⁸²⁾山梨総督は朝鮮の政党化を憂慮する世論を意識したせいから、「赴任後は事務官の更迭をしたらうなどはさある様ですが事務官といふものはこう久的なものですから左様な考へは全然持つてませぬ⁽⁸³⁾」と表明した。また池上総監も大阪市關係者から朝鮮への随伴を期待されたが、「僕にはお伴は必要ない、あちらには馴れた立派な人々が沢山居るから⁽⁸⁴⁾」と断るなど、内地からの天下りは予想に反してほとんど行われなかった。秘書官に元読売新聞記者で鳩山一郎の推薦を受けた依光好秋と元大阪府学務課長を勤めた福士末之助を当て、また囑託として元『国民新聞』記者尾間応雄を採用した。また休職滋賀県知事であった今村正美（政友会系）を慶北知事に、簡易保険局事務官森義信を通信事務官に異動させたほか、内地からの天下りは数人に止まった。前の時期に内務大臣や内務次官などが政務総監に就任したことに比べ、大阪警察部長を経て大阪市長に就任した池上には内務省との人事異動に関する交渉能力が落ちたのも一つの原因ではないかと考えられる。このように内地からの新入者は少なかつたものの、「五万圓出せば道知事になれるなどの流言⁽⁸⁵⁾」が朝鮮人の間で行われるなど、買官の疑獄が相次いだ。また山梨総督の側近者については「土君子の口にさえするを恥ぢるの行為多々有之⁽⁸⁶⁾」と、綱紀紊乱を批判する声が高かった。このような朝鮮総督の周辺に絡む各種疑獄は、山梨総督の評判を一層悪化させた。

次に、「生え抜き官僚」の躍進が見られ、全体的に政党性は薄く

なった。一九二八年三月、生田内務局長の建策により本府と地方の入れ替えが行われた。⁽⁸⁷⁾ 政務官視された殖産局長や警務局長の中で、警務局長は留任したが、憲政会系と見られた池田秀雄殖産局長は更迭され、その代わりに生え抜きの今村武志が抜擢された。また齋藤総督時代に優遇されたいわゆる「大正八年組」(齋藤総督と共に朝鮮に赴任した内務省出身官僚)や総督と同郷であったいわゆる「仙台閥」の勢力が弱化され、その代わりに生え抜き官僚が本府に進出した。ちなみに警務局長、法務局長の留任によって山梨総督の周辺に絡む各種疑獄事件が摘発されるようになる。

第二節 普通教育拡張改革と社会政策

山梨総督は就任挨拶で「朝鮮統治に付ては全く白紙」と述べ、世論から「憶面もなく」、「無抱負」だと批判されたが、⁽⁸⁸⁾ 就任に際しての論告で、「経済文教其ノ他百般ノ施設ヲシテ、實際生活ニ合致セシムルニ留意」すると述べ、教育と経済方面に重点を置くことを表明した。その具体的な内容は何か。経済方面では産米増殖計画の進行に伴う農村の疲弊を救済する様々な社会政策的な政策が施行された。まず小農民救済のための勸業資金貸付案¹勸業救済組合案を発表した。これは内務局社会課で内地金融共済組合を模範として立案したもので、併合の恩賜金を財源にして総額六〇〇万円、無担保で小農民に低利資金(二〇—五〇円)を供給して小農救済をはかるとともに、農業を奨励することを目標とした。⁽⁸⁹⁾ また前総督の政策を受け継いで、小作調査委員会を設置して小作慣行調査を行い、各道をして改善をはからせた。さらに総督府は朝鮮簡易生命保険を開始した。これは一般民衆の生活的安定を図り、民力培養するため、総督府が経営する小口生命保険で

あった。この保険は朝鮮総督府が寺内総督時代から計画し、中央政府と数次の折衝を重ねたが、時期尚早を理由に見送られ、一九二九年漸く実施を見たものである。⁽⁹⁰⁾ 総督府はこの制度を導入するため、簡易保険局事務官森義信を抜擢した。

文教の方面では総督府は一九二八年四月、「普通教育拡張案」なる一大方針を発表した。東京高等師範学校教授兼文部事務官であった福士末之助を秘書官に抜擢した池上総監は、福士を総督府学務課長に兼任させ、一面一校主義を強引に押し進めた。基本方針のもとに具体化計画が立案された。その計画の大意は普通学校の普及である。池上総監は、今後六カ年に一面一校を目標として掲げたが、一面一校政策を実現するには、朝鮮の二五〇三面のうち、当時普通学校が未設置であった一一五〇面、すなわち一一五〇校を設置する必要がある。年間約七五万円を道地方費のうちの補助費から振り当て、また経常費として別に必要とする一六万円は総督府財政からの支出を予定していた。そして万一総督府財政上の都合から不足が生じる場合は、日本国内における義務教育費国富負担の例にならって、中央政府に請議することによって解決出来るものとしていた。⁽⁹¹⁾ この案について山梨総督は五月の道知事会議に諮問したが、各道知事は財政難と朝鮮の実情を理由に反対意見を表明した。しかし山梨総督は「一喝の下」にその反対意見を退けたという。⁽⁹²⁾ その後、総督府は朝鮮教育の普及振興の根底を確立するため、臨時教育審議委員会を設けた。委員長には政務総監が就任し、委員には各局部長をはじめ、学校関係者、朝鮮軍(参謀長寺内寿一)、民間有力者(有賀光豊殖産銀行頭取)などを網羅したが、一九二〇年代に総督府主導の委員会へ朝鮮軍関係者が参加したのは珍しいことであった。六月二十八日、生田内務局長不在の中で行われた第一回

の委員会で、今後の教育方針として初等教育の普及、すなわち一面一校の設置が決定された。具体的な諮問案として一・普通学校普及に関する件、二・普通学校の内容改善に関する件、三・国民学校の新設に関する件、四・師範教育改善に関する件、五・青年訓練所に関する件が提出された。委員会では第一議案に対して「普通学校の卒業生の状況を思想的、社会的に見るに誠に深愛に堪へぬもの」があり、教育内容について「学校教育を受けたるがために却つて身を誤らしむが如き事なき様、特別の工夫を要する」という意見が、第二議案、教育内容について「旧来の陋習を打破して積極的に良風の振興に意を用ふる」必要がある、「国法を遵奉する精神を徹底せしむる」必要があるという意見が、また第五議案について「朝鮮に於ては内地の如く補習教育の普及は冷からざる現状なるを以て、年齢、訓練時間の点に於て支障なきか」という意見が提出された。⁽⁹³⁾しかしながら、委員会は一日しか開催されず、ただ総督府の原案を追認することに止まった。

さて教育振興案が総督府案として決定されると、財務局も一九二九年度総督府予算に一六〇万円を計上したが、総督府は内外からの反対にあうようになった。予算編成に当たつて極度の財源難に直面した総督府は、不急の事業の繰り延べを決定した。この中で、二〇万円内外の資金を産米増殖計画費から振り当てるといふ話が世間に伝えられた。⁽⁹⁴⁾これに対し在朝日本人、民政党や世論から「朝鮮産米増殖計画の改悪」、朝鮮の財政事情を無視した「無謀なる教育拡張案」という批判が相次いだ。一方、内務局は池上総監―学務局主導の一面一校設立案に対して「六カ年間毎年百数万円の地方費補助を支出するといふことは、それだけでなくも地方財政の行詰つてゐる今日か、る多額の地方費負担は到底たへ得るところではない」と、断固として反対した。内務

局は朝鮮人の学校費負担が増加することで、増税を余儀なくされることを懸念したのである。また総督府の教育振興案に対する批判は、財政面からだけではなかった。『東京朝日新聞』は九月一三日付社説を通じて「徒に内地の法制、慣習、言語の同化を強ひ、その目的をもつて教育の急激なる徹底を計ることが、果して彼等の疲弊せる生活を今日以上に攪乱せしむる結果を与へずしてやむかどうか、吾人の疑ひなきを得ないことである」と手厳しく批判した。また学務課長から法律専門学校校長に左遷された後、依願免職した平井三男も「教育は徒に農民としてくわを棄てしめ、大工をして鋸を抛たしむる結果に陥り、怠惰遊食の民とならざれば、放談横議、統治に反逆する不平の輩を養成するのみである」と、⁽⁹⁵⁾教育普及による思想の悪化を警戒した。ちなみに平井は一九二二年、植民地教育を受けた青年の状態調査を目的として、アルジェリア、チュニジア、インドなど欧米各国植民地への出張を命じられたが、植民地教育をうけた青年が独立運動に携わつてゐることを目撃している。朝鮮の学務行政に携わつてきた平井にとつて、山梨の教育振興案は「朝鮮の実情を無視する盲断独断の計画」に他ならなかった。こうした状況で政府部内にも普通学校増設案に対する批判が高まり、当初の計画より後退を余儀なくされた上、内閣交代によりさらに削減を余儀なくされるようになった。一方、池上総監は翌年一月八日の定例局長会議で、府に議決機関を設置することと「内鮮共学」を一九二九年度の施政方針として決定するなど、朝鮮人初等教育に対する熱意は衰えなかった。

このようにこの時期は「経済発展」と「文化の振興」を二大目標として設定し、具体的な事業としては普通学校の一面一校増設、小作慣習の調査、小農に対する小額生産資金の貸出、朝鮮簡易生命保険を推

進した。このような統治政策は、一方では社会政策的な施策を敷きながら、他方では植民地民衆の負担を加重させる矛盾したものに他ならなかった。

第三節 統治構想

前述のように山梨・池上は、朝鮮人教育第一主義を看板として推し進めた。それは下岡・齋藤総督時代の自治論検討とは打って変わり、内地延長主義・同化主義への回帰を示唆している。山梨総督は拓殖省設置反対運動を展開した親日団体に「朝鮮特別ノ事情アル為総督府ノ必要アリ内地ト全然同一ノ事情トナレハ其必要ナシ故ニ朝鮮ノコトヲ改善シ漸次総督ノ事務ヲ減シ結局内地ト同一ナラシムルハ朝鮮人ノ責任」⁽⁹⁷⁾であると意味深い言葉を残す。朝鮮の特別事情を取り除いて究極的には総督府を廃止し、府県制を実施することを根本方針として念頭に置いたのではないか。そのため生え抜き官僚達の反対を押し切り、「忠良の国民」を育成するために「普通教育拡張案」や「内鮮共学」を、強引に推し進めようとしたのだろう。このような教育に基づいた同化政策は言うまでもなく膨大な経費を必要とし、その財源を植民地に求める以上、植民地の矛盾を一層加重させることになった。従って「生え抜き官僚」達は教育普及が、その負担を植民地に押し付けることよって増税を余儀なくされるのみならず、却って民族意識を高揚させ、植民地民衆の激しい抵抗に逢着するのではないかと懸念したのである。「生え抜き官僚」の財政上の憂慮は、現実的な問題としてあらわれた。一九二八年、田中内閣は行政制度審議会において恩給制度を調査審議させた。同審議会は、恩給制度の改正に關し恩給法改正要領を議決したものととして、同年一〇月二日、報告書第八号を政府に提

出し、政府も同報告書を基礎として改正法の立案に着手した。この改正案には、一般会計と自給的特別会計との間に恩給を分担させる内容が含まれていた。⁽⁹⁸⁾田中内閣の恩給改正案について、平井は次のように批判する。

内地人に対する恩給の負担を朝鮮に移すが為、朝鮮の財政的独立を余儀なくせむとする結果は、最先には内地人官吏の退去を要求し、内地人官吏の加俸の除去を要求する空気を朝鮮人間に雲醸すべしと云はれて居る。一面朝鮮の政治的独立を暗示すること、なり、其の波及する所は直接間接、容易ならざるものがあると觀察されて居る。⁽⁹⁹⁾

税制整理に伴う増税、教育費負担の増加、さらに官吏恩給の植民地分担よって朝鮮の財政的負担は過重され、それが政治的要求を高めるのではないかと懸念していたのだ。

第三章 第二次齋藤実総督在任期の統治構想

本章では、第二次齋藤総督期を対象とし、先行研究を新史料で得られた知見で補いながら、朝鮮自治構想に至る過程を分析する。

第一節 総督府人事の政党化

① 総督・政務総監人事

田中（政友会）内閣辞職に伴い、新たに浜口雄幸（民政党）内閣が組閣された。そして政党間の政権交替は、植民地長官人事を政治問題化するようになった。浜口首相は政友会の山梨総督を辞任させ、民政党系と見られる元台湾総督伊沢多喜男を朝鮮総督に就任させようとし

た。伊沢の朝鮮総督就任は枢密院、陸軍、海軍の反対のみならず、昭和天皇の反対によって決定的に挫折することになる。「官僚の政党化」に憂慮を表していた昭和天皇は、浜口内閣以降の地方官を始めとする大々の官吏の更迭に対しても批判的であり、浜口首相も天皇の憂慮を無視してまで伊沢を朝鮮総督にすることは政治的に得策ではないと判断し、伊沢の擁立を断念した⁽¹⁰⁾。そして浜口は植民地人事における、いわゆる薩派に対する配慮で齋藤実を推薦し、八月二二日に親任式を挙げ、齋藤実が再び朝鮮総督に就任することになった。兎玉政務総監の進退をめぐっても、民政党側はその交替を迫る一方であった。

齋藤実の総督就任以後も、松田源治拓相は齋藤総督に引き続き兎玉の辞任を勧告するなど、兎玉総監の総監進退問題を続⁽¹¹⁾く。

兎玉の留任を可能にしたのは、一体何であろうか。まずいうまでもなく、齋藤総督の支持が大きかった。昭和天皇から絶対的な支持を受けた齋藤総督は、内閣は勿論元総督府官僚、政治顧問である細井肇からたえず兎玉更迭の勧告を受けるが、朝鮮統治の政党化に反対し、朝鮮を政党的政争圏外に超然とする独立領域におくことで、兎玉との見解を一致させていた。また兎玉を政務総監として田中首相に推薦した齋藤は、朝鮮統治政策・朝鮮自治問題の解決について、兎玉総監と一心同体の歩調を合わせた。従って松田拓相の兎玉更迭の要求に対して、「自分としては飽くまでも今やりか、つている問題あるためドウモ夫れ迄は困る」とはねつけたという。次に兎玉の政治基盤である貴族院の支持であろう。松田拓相の兎玉辞任要求に対して、貴族院研究会の野村益三は「兎玉伯は将来研究会をセオツテ立つ一人であるそれを無理に首切ると研究会でも決して政府には好感は持たぬ」と反対の意を表した⁽¹²⁾。また閣内においても宇垣陸相は「兎玉君のことは浜口君は能

く承知して居り、自ら退けるやうなことは断じてせぬ、又下僚に動かされることもない」と兎玉の留任を予想した⁽¹³⁾。宇垣は兎玉が貴族院地租委譲特別委員会委員長として委員会を審査未了に導き、間接的に民政党的の難関を救った経緯を民政党幹部に喚起させ、民政党からの更迭要求を鎮定させようとした。浜口もこの経緯を知っている以上、貴族院研究会対策のためにも下手に更迭できない事情があった。このように兎玉総監は齋藤総督、貴族院、宇垣をはじめとする陸軍、枢密院など非政党勢力からの支持によって総監の地位を保つことができた。

② 齋藤・兎玉人事

一九二九年六月、拓務省の新設と浜口内閣が専任拓相とした松田源治の任用は、拓務省による総督府人事への露骨な関与を招いた。朝鮮総督府と拓務省との権限争いをもたらした。元日本通信社員で腹心であった安岡一郎は、兎玉政務総監に八月七日「或人の嘸(多分人見長官(台湾総督府総務長官人見次郎 筆者注)ならんと存候)松田拓相は朝鮮の内務局長、警務局長、関東庁の内務局長は余程危く既に後任内定し居る」と伝えている。松田拓相は朝鮮の内務局長、警務局長、関東庁内務局長など植民地統治機関の部局長まで、民政党系列に塗り替えようとしたのである。一九一九年の官制改変以後、内閣の朝鮮総督府人事への関与は主に政務総監を通じて行われたが、松田拓相はこのような前例を無視して、朝鮮総督府の監督機関である拓務省が朝鮮総督府人事に関与することを当然視したのである。更迭対象として取り上げられた内務局長生田清三郎については、民政党的の衆議院議員でいわゆる朝鮮族と言われる牧山耕蔵も、齋藤総督に「過去一年有半閣下御離鮮の間生田局長の為幾多為有之良吏罷免せられ治政上甚た遺

憾と存候。此儘推移致候ては却て閣下の徳政を傷付ける虞無之哉を掛念仕候⁽¹⁰⁾」とその交替を勧告していた。松田拓相によるこのような植民地人事の政党化に対して、齋藤総督は「政党的色彩の浸潤を大いに憂」え、極力反対の立場をとっていた。生田内務局長が人心一新の意味から新聞政策として『京城日報』の社長の更迭を進言したが、総督は「人を代へるもよいか政党屋かはいつてこられては」と、朝鮮統治の政党化について警戒心を募らせたのだ。内閣側の総督府人事に関する関与は、露骨に行われた。たとえば前任の学務局長松浦鎮次郎が九州帝国大学総長に転出し、空きポストに資源局参与武部欽一が就任した。武部の学務局長就任は、小橋一太の文部省主導権掌握と深く関連すると思われる。小橋一太は文相に就任すると、文部省の人事刷新を敢行しているからである。武部の学務局長への就任は、一九二九年一月月に小橋文相の人事⁽¹¹⁾によって急に普通学務局長を辞職することになった武部を、ちょうど空席となった朝鮮総督府学務局長のポストへあてがうという、内閣の要求を兎玉が呑む形で実現されたと思われる。これに対して総督府の少壮官僚は「這回学務局長の移入に対し一層その感を深くし到底中央政府押すのきく総監にあらざ候はば命を托し難し⁽¹²⁾」と反発した。その後兎玉は人事交替について拓務省と協議するた⁽¹³⁾め上京するが、齋藤総督は一月八日の日記に「局部長移動決定ノ旨東京ヨリ公報アリ」と異例的に人事異動について書き記していた。拓務省の動向についてかなり神経を使ったようだ。しかしながら一九二九年一月の人事異動は、齋藤総督・兎玉政務総監が拓相からの要求を表面的には呑む形で、拓務省と協議の上で一月八日財務局長草間秀雄、警務局長浅利三朗、内務局長生田清三郎を更迭して、その代わりに警務局長には比較的政党的色の薄い森岡二郎を、財務局長と内務局

長には各々総督府「生え抜き官僚」である林繁蔵、今村武志を任命し、殖産局長は松村松盛を抜擢し、全体的には政党的色の濃くなることを防いだ。内務局長生田清三郎の更迭については内閣からの要求を受け入れ、総督と同じ東北出身で統監府以来兎玉の部下であった今村を任命した。殖産局長今村の横滑りによって空いたポストに、東北出身で第一次齋藤総督の秘書官を勤めた松村を抜擢して、齋藤・兎玉体制の強化が図られた。

第二節 朝鮮自治論にいたる道程

① 政治参与への要求高揚

一九二九年二月七日、第五六帝國議會衆議院予算委員会において、元総督府庶務部長で無所属議員守屋栄夫が朝鮮地方及び地方自治問題に関して質問した。これに対して池上政務総監は地方制度の改正について、諮問機関を議決機関とすることを「目下調査ヲ命ジテアルト云フヤウナ状態」であるとの答弁を、選挙方法については「矢張公選ヲ認メルト云フコトガ当然デアル」こと、またこれらに対しては「朝鮮ノ事情ニ照ラシテ、余程攻究ヲ要スルモノデアル」という答弁を行った。また三月六日には民政党の衆議院議員加藤鯛一が提出した朝鮮の統治に関する質問の中で「池上政務総監ハ本年一月八日最初ノ定例局長會議ニ於テ現在府ノ諮問機関タル協議会ヲ決議機関タラシムヘシトノ意味ヲ宣伝シタリトノコトナルカ其ノ程度及内容如何」という問に対し、五月二三日に大臣答弁として「京城、釜山、平壤、大邱等ノ府ニ対シテハ其ノ協議会ヲ決議機関タラシメントスル趣旨ヲ以テ目下折角調査中」であるという返答を得た。また拓務省の設置を機会にとして、朝鮮人の参政権問題が内閣においても研究され始める。六

月一八日に小村欣一拓務次官が田中首相を訪れ、将来実現を期する植民地政策の具体策に基づき報告し、一九日には拓相、次官、各局課長が集まり審議を行った。そして同日、朝鮮関係部分の具体案要綱として「将来の問題としては、参政権並に財政問題等に関する方針は今や一転機にあり拓務省設置を機会に百年の計を樹つべき」ことが決定した。この拓務省による参政権問題の発表に対して、浅利警務局長は就任間もない児玉総監に「此等は可成朝鮮側と打合の後にせらるべき性質とも存せられ旁新設省との間の連絡に就ては創始の際特に格別の御考慮御交渉を願ふ事多きやに被存候」と、朝鮮内の治安上・統治上重大な問題を総督府との事前打合せなしに発表するという拓務省側の不注意を指摘した。こうした拓務省の外地参政権付与問題の研究は、内閣交替以後も続いた。松田拓相は就任以来、外地住民の政治的並に社会的地位を向上させる実現についての具体案講究を小村次官に命じた。具体的には一、訴願制度の改正及び関東庁及朝鮮での訴願制度制定⁽¹⁷⁾、二、各外地地方自治権の拡張問題という二問題につき講究させたのである。このような日本政府による植民地住民への政治参与問題研究の開始は、植民地における政治参与問題の議論を活性化させたに違いない。

朝鮮総督に再任した斎藤総督は、九月六日の釜山着任と同時に長文の論告を発し、「民度の向上に鑑み民意の暢達に努むる」旨を声明して、朝鮮自治権の拡充の意志を表した。着任早々の斎藤総督による自治権拡充の声明は、朝鮮居住人たちの政治参与要求の活性化を一層促進したに違いなかった。たとえば一〇月六日から三日間京城で開催された第六回全鮮公職者大会では、政治参与問題が盛んに議論された。同大会では、自治権参政権に関し「名論卓説を戦はず」中で、「朝鮮

の現勢に適合する地方自治制実施促進の件」、「朝鮮に参政権付与要望の件」という議案が可決された。また提出された「朝鮮に貴族院議員たらしむるの途を開かれん事を要望の件」、「朝鮮に特別立法機関を設置方要望の件」が撤回されるなど、政治参与問題が全鮮公職者大会の主要議案として議論され、総督府に圧力をかけていた。

② 民政党内閣と総督府財政

一九二八年五月から八月にかけての朝鮮南部地方の深刻な旱魃により、米穀だけで約千二百万円にいたる農作物の莫大な被害が発生した。それに同年、咸鏡道地方と洛東江流域で洪水による被害も発生している。産米増殖計画実施と増税によって荒廃しつつあった朝鮮の農村は、相次ぐ自然災害によりまさに踏んだり蹴つたりの目にあつたのである。総督府は土木事業を起こし、自然災害の発生により被災民・窮民を救済する対策を立てた。その具体案として総督府は八月、水利事業および土木事業を起こし労銀を撒布する救済策をたて、救済経費として百万円を支出する予定であると発表した⁽¹⁸⁾が、同年十一月の昭和天皇即位式であらゆる行政業務が停止し、追加予算の編成ができない状況であつた。その予算は翌年に繰り延べられたが、内閣交替によって登場した浜口内閣は財政緊縮政策を断行し、植民地統治に大きな影響を及ぼした。内閣の方針である財政緊縮に基づいて政府側から植民地財政担当者への指針を指示し、草間財務局長や大村鉄道局長が七月一日上京した。総督府を代表する草間や大村は、他の植民地とは違う朝鮮の特殊事情を説明して政府との折衝に臨んだが、大蔵省は朝鮮の特殊事情を十分考慮せず、内地の一般方針に従って朝鮮でも緊縮財政を取ることを草間らに強く迫つたのである。七月三〇日、上京した山梨

総督が井上準之助蔵相と会談して、朝鮮貴族補助費、鉄道、釜山電氣買収実行を主張するなど、これらの事業に政府の緊縮方針が朝鮮に及ぼさないように内閣に働きかけたが、内閣の緊縮方針は変わらなかった。その結果、一九二九年度実行予算の中、約八百八十万円の節約と、約九百六十七万円の繰り延べが決定され、貴族救済、砂防工事、鉄道の建設、港湾、河川、営繕事業など総督府の主要事業の大変更を余儀なくされた。七月三〇日の定例部局長会議では兎玉政務総監を中心として予算問題につき協議したが、朝鮮の特殊事情を無視した行為として、相当強硬に復活を要求することを決定した。¹²²このような総督府内の空気を、七月三十一日に浅利警務局長は元総督である齋藤実へ次のように伝えている。

政府の緊縮方針は朝鮮の特殊事情をも無視する模様なるが遅れたる朝鮮の開発に対して内地の累を及ぼす事の如き果して二十万民衆が併合の恵沢を頌歌すべきや。又極端なる緊縮の結果経済の梗塞と実業の増加を来し、現時に於て既に生活の不安と民族問題と錯綜して統治上の一大難点たり思想運動を民族主義者の反日思想鼓吹の標的たる実状に顧み寔に深憂に不堪候。内地と異なる救済対策を講すべき何等の財源を有せざる朝鮮の現状は閣下の特に御諒知の事と存せられ候。機会もあらせられ候は、政府にも実状御説示を賜はらば朝鮮の幸福之に過ぎずと存奉り候。¹²³

治安担当者である浅利は、政府の緊縮政策は朝鮮の特殊事情を無視することであること、救済対策を講ずる財源を持たない朝鮮においては緊縮財政が経済の行き詰まりと失業の増加をもたらし、生活の不安が民族運動と錯綜して朝鮮の統治上の障害となるということであると認識し、緊縮財政による植民地統治矛盾の深化とそれに伴う民族運動

の高揚を警戒していたのである。総督府は民族主義者が「補充金ノ減額ヲ以テ財政独立ノ端緒トシ更ニ進ムテ庶政独立ノ階梯トシテ之ヲ宣傳ノ具ニ供スルコト前例ニ觀ルモ明カナル」と内閣の予算整理緊縮方針に対し、朝鮮の特殊事情を参酌することを促した。山梨総督を始め草間財務局長の働きかけのせいも、総督府実行予算は結局千四百万円程度の削減で食い止められたが、土木工事を通じての窮民救済事業は大きく修正せざるをえなかった。内閣の交替による財政政策の変更は、本国からの補助金に支えられた総督府財政の変更をもたらし、それによって朝鮮総督府の政策も変更を余儀なくされた。総督府側は朝鮮特殊事情をたてに予算削減に抵抗するが、浜口内閣の財政方針は貫徹され、内閣の交替が朝鮮統治を揺るがす大きなファクターになった。このように、総督府の政策が内閣の交替により変更せざるを得ない状況は、総督府官僚に内閣の交替とは超然とした安定的な植民地統治を可能とするシステムを構想させるきっかけとして、十分だったであろう。中でも緊縮財政の方針に基づいて、拓務省がその研究に乗り出した植民地官吏の在勤加俸の削減問題は、朝鮮総督府官僚を刺激するに十分な材料であった。

第三節 朝鮮総督府の朝鮮自治の模索

① 朝鮮総督府の朝鮮自治立案

兎玉総監は七月一七日、統監府時代の部下や知り合いが開催した総監歓迎の「昔を語る会」で「この我々の血と肉とどうして身命を堵縛して築き上げた朝鮮統治に対し聊かの瑕瑾をても付けるものがあつたら我々は過去の努力を無にするものとして決して座視すべきでなく、又座視することは出来ない」と意味深い発言をした。兎玉は朝鮮統治

を多少なりとも侵すものがあれば、断乎たる対応をとる意欲を表した。兎玉は朝鮮統治をかく乱させるものとして民族運動だけでなく、政党勢力の朝鮮への浸潤による朝鮮統治の政党化までを念頭に置いたのではないかと思われる。それは兎玉が一九一九年、朝鮮総督府官制改革の時、政党による朝鮮支配を警戒し、朝鮮を政党勢力から超然とした独立領域として残すことを考えていたからである。また兎玉は、機会あるごとに伊藤博文の遺志を受け継ぐことを主張した。細井肇は「朝鮮統治の上より観れば伊藤公の自治主義と桂公（原敬氏）の内地延長主義とは早晚之を理論の上にも明白にせざるべからざる必要に迫られ居るものと観せざる能はず」と、伊藤博文の保護国統治を自治主義と理解したが、阿部は兎玉に対し伊藤博文の朝鮮統治を模範として、時勢に先立って人心を指導することを提言していたのである。齋藤総督の政治顧問として朝鮮人懐柔政策に携わってきた阿部充家は、齋藤実が本国に引き上げ山梨総督が赴任すると、朝鮮人懐柔政策に対する総督の後援を失い、一時退却して主に中央朝鮮協会を中心に活動していた。しかし『京城日報』社長時代からの旧知の兎玉秀雄が政務総監に赴任すると、朝鮮統治政策の転換の期待をよせ、兎玉に接近したのである。兎玉の総監親任式があった翌日、阿部は「朝鮮に於ける警察方面の弊害は多年の痼病に容易に療治し難きもの有之」と述べ、高等政策への転換を主張した。彼は警察跋扈をしばしば齋藤総督に指摘しながら、絶えず高等政策への転換を主張してきたが、受け入れられないところが多く、結局第一次齋藤総督時期には彼の持論である高等政策はこれといった成果がなかった。そのため、もう一度兎玉に高等政策を提言し、六月二四日の書翰で尹致昊、閔大植、朴榮喆、崔南善、崔麟などへ自治論への接近を喚起した。続いて阿部は八月七

日、兎玉に朝鮮内地の権威者を網羅して朝鮮総督府の根本的な制度改革のための特別な機関をつくり、朝鮮民心の緩和を図ることを提言した。

日本が収めた貴族階級及び一部親日派の人心すら今日は既に離反しかけて参りたるには候はず也（中略）先づ攻めては地方制度の改正にても宜しく此の案は齋藤時代に既に出来て居るやに承り、松村部長（土地改良部長 松村松盛）が当時起草せしやに承り居れば彼に御聞きあれば分明すべし。併し之れも今日では既に手遅れの憾なしとせず。此の関門を開くれば必らず第二第三の関門を開放する準備と覚悟となくてはならぬが勢に御座候、小生は朝鮮制度調査会を設け曾て教育産業問題に就て試みしと同じく朝鮮内地の斯道の権威者を網羅して根本的朝鮮総督府の制度改正の基地を作るが尤も急務と存候かくすれば朝鮮の智識を内外に播布する媒介にもなり間接には朝鮮民心の緩和劑ともなり、一挙兩得とも可申乎。此の議久しく持して屢々当路にも進言したるも今日まで其実現されざるを遺憾に存し申候。

阿部は民心収攬のため、まず地方制度の改正を提言しているが、地方制度の改正だけでは今の段階では手遅れで、朝鮮人に地方自治以上の政治参与の権を与えなければならぬと提言していた。また彼は中央朝鮮協会における特別調査委員会のようなものを朝鮮に作って、朝鮮民心の緩和に努めることを勧めていた。このような阿部の兎玉への政策提言は、齋藤総督の朝鮮赴任によって力付けられた。齋藤は朝鮮総督に就任する前、浜口首相に「赴任スル以上ハ鮮人ニ希望ヲ抱カシメサルヘカラサル」と主張した。これに対し首相は「朝鮮事情多クヲ知ラス他ノ閣僚トモ協議シテ決定」すると答えた。齋藤は朝鮮総督の

職を受諾する際、参政権問題の解決の意志を浜口首相に伝えたのである。宇佐美資源局長も政策のすべてが行き詰まって辞めた齋藤が「重任シタルニ付テハ何カ考ヘハ為シタル様ナリ」と予測していた。九月八日、齋藤総督は京城に到着するが、齋藤総督の朝鮮着任と共に自治論の論議は具体化される。児玉政務総監は九月一日「齋藤総督在任の限り、総監として力を尽くす」という声明を発表し、齋藤総督と組んで朝鮮統治政策の転換を試みた。朝鮮自治に対する本格的な研究がいつからはじまったのかを示す史料は見当たらないが、阿部充家は九月二〇日に元「国民新聞社長徳富蘇峰に次のように伝えていた。

承れば総督総監の間統治の根本策を定め、之を以て政府にも当り人心の安定を新にする輿望に副ふ決心なれど、博覧会を眼前に控へての人間の抜き差しも厄介故一ヶ月半の後に断行との事に御座候との掛念も有之、若し甘く此一関が透過出来れば齋藤子の政治家たる評価も定り可申乎、今更ながら老クハイ腹黒きには驚入り申候。

阿部は児玉と齋藤は朝鮮統治に対する根本策で合意し、博覧会の終わる一ヶ月後に断行すること予想していた。その準備として齋藤実は生田内務局長に「朝鮮民族が最終に到達すべき理想的政治組織並にこれに到るまでの過程的段階」の二点に関して、自らの所信と希望を示して、具体的成案の研究を命じた。¹³¹ 総督府は生田内務局長を中心とする小委員会を設置し、本格的な朝鮮人の参政権の付与方法についての研究に取り組んだ。研究の最中、一〇月一五日児玉は朝鮮博覧会に台臨した閑院宮へのお礼言上の名目で上京する。児玉の上京は政府との予算交渉と共に、朝鮮自治に対する中央政界の要人の態度を探ろうとするものであった。一〇月一八には浜口首相と松田拓相を訪問して

朝鮮統治に関する報告を行い、内閣と協議の上で人事異動を敢行する。その一方、児玉は閑屋貞三郎や宇佐美勝夫など元総督府官僚や中央朝鮮協会を中心として、朝鮮議会設置の説得にはたらしかけた。しかしながら、朝鮮自治論は強い反対にぶつかる。児玉総監は上京した際、朝鮮議会設置を各方面に打診したが、内閣では宇垣陸相や松田拓相から否定的に見られたのみならず、水野錬太郎、宇佐美勝夫などの朝鮮関係者も「朝鮮議会など云々事外に漏れ候時は内鮮人に衝動を起し将来の禍根にも相成候」と憂慮された。¹³² 朝鮮議会設置の意見が拡散されることに、警戒心を募らす結果となったのである。

その後児玉総監は一月七日の日本から帰ったその日に、総督と協議し、中央政界の様子を報告しながら、後向の対策を建てた。児玉復帰と足並みを合わせて、阿部は一月八日児玉に朝鮮人の状況を報告して、朝鮮自治の実行を促した。

印度も一変変革見るへき氣運。かかる事は必ず一種の伝染性を帯び居るものにて此の新聞の朝鮮人心に及ぼす結果如何と存し居たる所果然別紙の如く申越したる鮮人有之候時も時として御提案も既に出来る際と申し何か一種の因縁に有之也に感せられ候ふも是れか時機の到来とも可申乎。朝鮮の民心に一種の緩和剤を投ずるも亦た此上なき良策と存上候。まづ朝鮮にては内地人親日鮮人より反対論出て来り可申韓相龍朴榮哲など申す連中は必ず自治賛成と申す事になり可申所謂独立派にては可否の論を言はず徐ろに其成行を見る位の所に止まり可申崔麟尹致昊を是非説き伏せ向背を決せしむる必要有之彼等にして立つ決心出来候は、其影響は可なり大なるもの有之候。此に附ては韓相龍の力を要するもの有之。此運動効を奏し候は、新聞(弁)の向背も一変中外東亞(中

外新聞、東亜日報 筆者注)の二つは頗る緩和され来り可申朝日(朝鮮日報 筆者注)も案外に懐柔も出来べき見込なきにしも非らず候。是れは面謁の上可申上候。先づは右まで申上置候。⁽¹³⁶⁾

インドにおける自治運動が活発になり、その影響が朝鮮に及んで朝鮮人の中にもすでにその同調者が現れるようになり、朝鮮人側は特に「東亜日報」、「中外新聞」、「朝鮮日報」系列も懐柔できる見込みであること、まさに朝鮮自治の実行の時機が熟していることを阿部は兎玉に説き伏せた。総督府の具体案作成は、兎玉総監の復帰以後と思われる。その理由は次の通りである。まず、博覧会準備及び進行のため、朝鮮総督府官僚が奔走して具体案を作成する余裕がなかった。第二に、総督府官僚の回顧から見る限り、小委員会のメンバーが総督府人事異動後の職名であること。従って人事異動と兎玉総監の復帰後、新しいメンバーが加わり、本格的な具体案の作成に乗り出したと思われる。総督府官僚の回顧を集めると、少なくとも次のような顔ぶれであると判明する。

小委員会 内務局 局長今村武志、地方課長富永文一
財務局 局長林繁蔵、税務課長藤本修三
官房審議室 事務官白銀朝則、事務官岸勇一
学務局学務課長神尾式春、土地改良部長中村寅之助、
平南知事 園田寛

委員会のメンバーは、内務局長、財務局長を始めとして、「生え抜き官僚」を中心として構成されたことが分かる。のみならず、中村寅之助は一九二七年齋藤総督の特命で「朝鮮在住者の国政並地方行政参与に関する意見」を作成した経験の持ち主で、園田寛は拓殖局から朝鮮に赴任した植民地関連官僚である。学務課長神尾式春は「朝鮮議會

を創つたら、私は辞めて帰ります」とあまり熱意をみせなかったので、結局地方課長富永文一と税務課長藤本修三が実務を担当したという。⁽¹³⁷⁾この小委員会がまとめた成案が「齋藤実関係文書」に含まれている「朝鮮に於ける参政に関する制度の方案」である。具体的な内容は後述するが、「内地延長主義の下に適当に制限したる或範圍の自治を認め」るだけで、朝鮮自治の内容を大幅後退させ、名称も朝鮮地方議會に変更されていた。総督府人事更迭に伴う小委員会メンバーの交替と、前述した朝鮮関係者すら冷淡な反応を示したことによって、その内容の変更を余儀なくされたと思われる。総督府の朝鮮地方議會案に対して、生田は兎玉総監に次のような意見を述べている。

尚此の機会に於て自治案に関する白銀案(官房審議室事務官白銀朝則による案のこと、引用者注)に付き卑見一応御参考迄に申上候。白銀案に依れば朝鮮地方議會は朝鮮地方費を審議する機関とし之を設置するも施行期日を十年後に延期することに候。然れども小生の意見の如く朝鮮地方議會か国政の審議機関として設置せられんとするならば施行期を十年後とする声明をするもその重大性に鑑み相当のことと存候得共地方費の審議會となす以上右の如き延期は必ずや民族的反感を誘起するに至るものと存候。国政としての朝鮮議會ならば其権限の範圍の広狭如何に不拘朝鮮民族を主体とし朝鮮に固有の個性を尊重し其のRightsを認むるものにして日本としては大なる讓歩と見らるる故、又朝鮮としては相当大なる希望期待を前途に発見する所以なる故、十年の将来に実現のことと今より期待せしむるも支障なしと被存候。然とも單なる地方費の審議會ならば現在道評議會に一步を進めたるものに過ぎず別段に深遠なる意味も此間に啓示する訳に無之、而も尚朝鮮の現

状より見て右程度の審議会さへも十年後に非れば施行危険なりとの見解を持する以上寧ろ此の際何等施策をかへず黙々として現状にて進行せは足るものと存候（先件？）十年後に右の如き施策を實行する旨此の際発表声明せらるるとせば却て朝鮮を輕視せる感深く全鮮民衆に植ふるの結果となり反日主義者には好個の武器を与ふることと相成り統治の将来に回復すへからさる一大瘡痍を与ふること必要と存候。小生は十年後の施行として国政の議會を設けんとするの決意ありとせば寧ろ先づ前提として直に地方費會議を施行するは易々たることと存候⁽¹⁴⁾

生田はまず総督府が立案した朝鮮地方議會案は單なる地方費の審議會に過ぎないので、その施行期を十年後とすると声明することは民族的反感を起す恐れがあり、直ちに施行することを主張していること、第二に、生田案の具体的な内容はわからないが、地方費審議會より審議範囲が広い審議機関であることがわかる。つまり生田は總督案の不十分さを指摘しながらも、地方費を論ずるための會議なら早期施行を促していたのである。その後財務局長等と種々協議し、富永、岸がその立案に当たって漸く成案を得たが、印刷物はすべて番号を付して厳密を保ったようである。そして与党から更迭要求が絶えない兎玉に代わり齋藤總督が政府との交渉に当たることになり、成案を携えて二月一〇日京城を出発し、上京の途にあがった。同月一二日東京に到着し、一三日は總理大臣と拓務大臣、水野鍊太郎に面談した。新聞では齋藤總督が拓務大臣と懇談したが、朝鮮自治権の拡張について意見の一致を見ない点があり、總督府当局が更に考究することとなったと伝えている。朝鮮自治案作成に参加した生田元内務局長が「自治問題に付ては總督東上後御折衷の結果、拓相と意見を異にし再調のことと相

成候故新紙上にて拝承洵に遺憾至極に存候⁽¹⁵⁾」と兎玉総監に述べているように、その會談ではおそらく地方自治の拡充とともに朝鮮議會についても言及されたはずであろう。齋藤は次いで一四日には松田拓相、丸山鶴吉警視總監、内務・農林大臣、宇垣陸相と面談し、一六日には樞密院事務所で二上兵治樞密院書記官長と會談した。自治問題がその重要議題の一つであったと思われるが、交渉はうまく行かなかつたようである。翌年二月、齋藤は内閣との朝鮮自治権拡充の再交渉のため東上するが、今度は貴族院からの強硬な反対に直面した。三月五日、貴族院研究会では緊急政務審査部會を開き、東上中の齋藤總督を招いて「朝鮮統治問題並に朝鮮に於ける思想問題」に関し懇談を行った。

その際、湯地幸平（元台湾總督府警視總監）は朝鮮に自治権を付する根本方針について質問しながら、地方自治を付与することはその究極は代議制を許す事になり、引いては朝鮮獨立問題が起るのではないかと詰問した。これに対して齋藤總督は「目下政府当局との間に慎重に研究しておる問題であるが何れ決定の上で次ぎの會議に説明したい」と直接的な言及を避けた。⁽¹⁶⁾その後浜口内閣と齋藤總督との間に交渉が行われたが、三月一日に地方制度改正のみが閣議決定された。

そして森山氏が指摘するように、この總督府の自治構想はかつて「朝鮮議會」とされていたものが、「朝鮮地方議會」、さらに單なる諮問機関の「朝鮮評議會」へと変えられていくことになった。⁽¹⁶⁾

齋藤案に次いで朝鮮總督となった宇垣一成は、臨時總督時代、中央朝鮮協會の招待會で朝鮮統治について「同化ハ勿論容易ナルコトニ非ス。然レトモ絶対ニ見込ナシトハ思ハス。但シ同化セシメントスルニハ十分ニ朝鮮ノ人情風俗其他ノ事情ヲ理解スルコトヲ要ス。又断乎タル決心ト鞏固ナル熱情ヲ要ス。其時ノ模様ニ因リ間ニ合セノ処置ヲ取

ル様ノコトニテハ不可ナリ」と述べたことがあり、同化政策に対する強い意思が伺える。こうして政党内閣期に検討された朝鮮自治論は、齋藤更迭・宇垣の朝鮮総督赴任による中心勢力の喪失と民族運動の低迷や政党内閣の没落によって終止符が打たれた。

② 朝鮮総督府の朝鮮自治案

「朝鮮に於ける参政に関する制度の方案」には、朝鮮から貴族院議員を列席させることと、国家予算を二分して教育・衛生・土木・産業など制限された朝鮮予算の協賛権を賦与する朝鮮地方議会の設置と、地方自治の拡張が含まれている。国家予算を二分して朝鮮地方費を創設し、朝鮮地方費に関する協賛権を与えるという構想は、三・一運動の善後策として児玉が構想した、地方議会設置案と類似した。しかしながらこの案は、前時代の総督府官僚による自治案と比べると、朝鮮自治の内容を大幅に後退させており、特別立法機関とは言いがたいものになっている。まず朝鮮地方議会に予算協賛を受ける朝鮮地方費はわずか（一九二九年度総督予算の七％）であり、朝鮮地方議会には法律や制令の審議権が否定され、その権限は朝鮮地方費に属する地方税・使用料及手数料の賦課徴収に関する事項に制限された。それも十年間の猶予期間をおくなど、骨抜ききの自治議会に他ならなかった。

さて児玉をはじめとする総督府官僚は、いかなる朝鮮統治認識から朝鮮地方議会を構想したのであろうか。ここでは一九三〇年に作成されたと見られる、『児玉秀雄関係文書』中に現存する覚書や朝鮮地方議会案を手がかりとして、考察してゆきたい。まず児玉総監は一九三〇年当時の治安状況について、民族主義者は近い将来独立が不可能であることを自覚して共産党を排斥すると共に、中心的独立論・実力養

成に基づく漸進的独立論や内地延長主義を基盤とする合邦的統治方針にも反対し、自治運動を重視するようになってきたと認識した。朝鮮自治に対して総督府が提議するという風聞が盛んになるにつれて、民族主義者は次のような態度に出るのではないかと予測した。一、「独立を高調して其目的に到着すると云ふ旗印の下に自治を主張せんとするもの」、二、「内地延長主義の下に出来得る丈自治を強要せんとするもの」、三、「内地延長主義者、これからはこの三者の政治的意識が錯綜し、総督府の提案する穏健的な「内地延長主義の下における地方自治」に対し、「或は右傾或は左傾として論議せらるゝことか政治上の趨勢と見て差支ない」と予測した。言い換えれば総督府が提案する穏健的な「内地延長主義の下における地方自治」というのは、民族運動の分裂を狙ったものであった。

次に地税と営業税など直接税を主な財源とする朝鮮地方議会の設置によって、総督府官僚は朝鮮人の増税への同意を調達する一方、統治費用を安定的に確保しようとした。朝鮮地方費の歳出部門は全体の七九％を臨時費が占めているが、この中には補助費（衛生補助、土木補助費、勸業補助費、社会事業補助費）、土木費、耕地改良及び拡張費などが含まれている。本国からの補助金によって支えられた総督府財政は内閣の交替により大いに揺れ、その都度総督府の財政政策も変更を余儀なくされて、総督府は予算確保に大変苦労した。特に前述したように民族運動に直面していた総督府は、朝鮮人関連の緊急予算を確保するために、大蔵省に朝鮮の特殊事情を繰り返し説明しなければならなかった。このように朝鮮地方議会案は、内閣の財政政策に振り回されない植民地を構築しようとする「生え抜き官僚」の望みが表現されたものといえよう。

しかしながら、総督府内が朝鮮議会議置に対して必ずしも全面的に賛成だったわけではない。一九一九年に水野鍊太郎が内務省から抜擢し、斎藤総督の秘書官を多年間勤めた松村は、兎玉に朝鮮人対策として生活の安定と政治欲を満足させることを提言している。まず生活安定策としては内閣が緊縮政策を実施する中で、巨額の政費の支出なしに実行できる事項として「一、産業開発ノ基本的施設ノ充実、二、小作令ノ制定、三、米価調節、米穀法一部ヲ朝鮮ニ施行シ且農業倉庫ヲ設クコト、四、金融機関ノ民衆化、五、副業生産品ノ販売方、六、工業ノ誘致、七、実業救済ト自作農創定及移民」を勧告した。朝鮮人の政治欲満足策としては「道参与官ヲ廃シ道ニ産業部長ヲ置キ各道ニ少クモ一人ノ朝鮮人部長ヲ任命スベシ」、「地方自治」の拡張、「中枢院改造 地方参議数ノ増加ヲ為シ一層之ヲ重要スルコト」、「貴族院ニ数名ノ議員ヲ送ルコト」、「拓務省設置ニ伴ヒ立法府ノ一角ニ朝鮮人議員ヲ送ル」こと、「行政訴訟願ノ制度ノ創始」⁽⁴⁸⁾することを挙げている。「朝鮮に於ける参政に関する制度の方案」に比べると、松村の意見書には朝鮮議会の設置が欠如しており、その代わりとして帝国議会に朝鮮人議員を送ることを提案している。このように朝鮮総督府官僚が民族運動対策として朝鮮人の政治参与問題を考える際、朝鮮自治は様々な対策の選択肢の一つに過ぎないものであった。

おわりに

本稿は朝鮮総督府官僚に重点を置きながら、統治政策をめぐる様々な議論や統治意見書などを分析することによって、朝鮮統治構想の究明を試みた。政党間で政権交代が行われる中、朝鮮総督府は内閣から

の人事、予算、政策などを通じた朝鮮統治全般の関与に直面する。その中で朝鮮総督府の人事は、内閣の交替とほぼ連動して行われていた。総督府人事は朝鮮統治政策と密接な関係を持っているといえるだろう。以下の事が明らかになった。

生え抜き財務官僚は財政調査委員会設置や税務機関設置などにより、独自の財政建て直し策を試みたが、新任した下岡総監によって潰される。その代わりに大蔵省主導の税制整理が行われ、増税が強いられた。当時税制調査委員会で議論となった営業税を国税にするか地方税にするかという問題は、単なる税金の帰属問題ではなく、中央政府の朝鮮の事情を考慮しないトップダウン式の統治方針に対する、生え抜き官僚の反発に端を発するものであった。積極政策に基づいた同化政策が緊縮財政により行き詰まっていく中、総督府の相次ぐ増税や産米増殖計画は朝鮮社会を疲弊させ、植民地的矛盾は深化するようになる。こうした植民地の現状に直面した朝鮮総督府の官僚は、朝鮮統治方針の転換を本格的に模索し始めるようになる。

世論の反対を押しして赴任した山梨総督下では、朝鮮の政党化を憂慮する世論を意識したせい、日本本国からの新任者が大幅に減少した。山梨総督・池上総監は朝鮮人教育第一主義を表看板として推し進めたが、それは下岡・斎藤総督時代の自治論検討とは打って変わった内地延長主義・同化主義への回帰を示唆している。これに対して生え抜き官僚は、財政的負担の過重とこれに伴う政治的要求の高揚や思想悪化を懸念して反対した。

朝鮮統治の政党化が進展する中で、中央政府における拓務省の設置は、独立性の強い総合行政統治機構としての朝鮮総督府に大きな影響を及ぼした。特に一九二九年以降の民政党内閣からは総督府人事・予

算に対する関与が強化され、朝鮮総督府官僚は政党化される朝鮮統治に対する危機感を募らせた。このような状況の中、非政党的な性向の児玉総監と斎藤総督は内閣からの植民地人事の関与を退け、斎藤・児玉体制を強化し、朝鮮統治の転換を試みた。斎藤・児玉は民族運動への対応と政党勢力によって朝鮮統治が攪乱されることを防止するため、朝鮮地方議会設置を構想し、政府に交渉するが、受け入れられず、結局朝鮮居住者の政治参与問題は地方自治拡大の方向に向けられた。

注

- (1) 拙稿「『文化統治』初期における朝鮮総督府官僚の統治構想」『史学雑誌』第一一五編第四号、二〇〇六年四月。
- (2) 朴賛勝『한국 근대정치사연구』(역사비평사、一九九七年)、趙聖九「朝鮮民族運動と副島道正」(研文出版、一九九八年)、姜東鎮「日本の朝鮮支配政策史研究——一九二〇年代を中心にして」(東京大学出版会、一九七九年)。
- (3) 김동명『지배와 저항, 그리고 협력』(경인문화사、二〇〇六年)。駒込武「植民地帝国日本の文化統合」(岩波書店、一九九五年)、森山茂徳「日本の朝鮮支配と朝鮮民族主義」(北岡伸一・御厨貴編『戦争・復興・発展』(東京大学出版部、二〇〇〇年)。
- (4) 小熊英二『日本人の〈境界〉』(新曜社、一九九八年)。
- (5) 岡本真希子「総督政治と政党政治——大政党的総督人事と総督府官制・予算」(『朝鮮史研究会論文集』二〇〇〇年一〇月)。
- (6) 例えば、下岡総監によって議會を通過した稅務機關官制がつかれるケースや、第二次斎藤總督時期に釜山電氣買収起債が民政党内閣によって全面削減されるなど、必ずしも政党側の干渉を防いだとはいえないだろう。
- (7) 岡義武・林茂「大正デモクラシー期の政治——松本剛吉政治日誌——」(岩波書店、一九五九年)一九二三年八月一八日条。
- (8) 『東京朝日新聞』一九二四年六月二四日付。
- (9) 矢鍋永三郎「軍服の総督と背広の総督」(中村健太郎『斎藤子爵を偲ぶ』朝鮮佛教社、一九三七年)一七九頁。
- (10) 宇垣一成「宇垣一成日記一」(みすず書房、一九六八年)一九二七年九月五日条。
- (11) 『読売新聞』一九二四年七月一日付。
- (12) 「倉富勇三郎日記」一九二四年三月三日条(国立国会図書館憲政資料室所蔵『倉富勇三郎関係文書』に所収、以下「倉富勇三郎日記」と略記す)。宋の倉富への伝言。
- (13) 同右一九二四年七月一三日条。三浦梧楼の倉富への伝言。斎藤総督は「下岡君が就任すれば憲政会を脱して無所属となつて貫はねばならぬ」と語っていた(『京城日報』一九二四年七月三日付)。
- (14) 三峰会『三峰下岡忠治伝』(三峰会、一九三〇年)二一一—一二二頁。
- (15) 『読売新聞』一九二五年二月二日付。
- (16) 林茂『湯浅倉平』(湯浅倉平伝記刊行会、一九六九年)一九九頁。
- (17) 萩原彦三『私の朝鮮記録』(国立国会図書館憲政資料室所蔵『大塚常三郎関係文書』に所収)。
- (18) 『東京朝日新聞』一九二五年二月三日付。
- (19) 前掲『湯浅倉平』二〇三頁。
- (20) 『東京朝日新聞』一九二五年二月二日付。

(21) 一九一八年京都の府会議員選挙に絡む疑獄事件が突発し、当時警察部長だった三矢は知事木内重四郎と共に事件への関与を疑われ、同年七月休職に命じられた(栗林貞一『地方官界の変遷』(世界社、一九三〇年)二五八頁)。

(22) 武科試験を通じて官僚生活に入る。英語学校である同文学学校卒業後、高宗皇帝の露西亜公使館避難を契機として、日本に亡命。その後、全北知事歴任。

(23) 内容的には水野系に分類される官僚、西村保吉(殖産局長)、飯尾藤次郎(平北知事)久留島新司(水産課長)、児玉魯一(江源道警察部長)、重信文敏(咸南内務部長)、武井健作(慶北内務部理事官)、大島破竹郎(忠北内務部長)が整理される他、生え抜き官僚の中でも田中卯三(監察官)、福島潤太郎(咸北内務部長)、下村充義(道事務官)、秦秀作(総督府参事官)、野手耐(営林蔽長)、山崎真雄(総督府事務官兼外務事務官)、深川伝次郎(総督府参事官)などが依願免職する。

(24) 鄭泰憲『日帝の経済政策と朝鮮社会：租税政策を中心として』(歴史批評社、一九九六年)、堀和生「朝鮮における植民地財政の展開——一九一〇—三〇年代初頭にかけて——」(飯沼二郎・姜在彦『植民地朝鮮の社会と抵抗』未来社、一九九二年)。

(25) 前掲堀論文、二二〇頁。

(26) 同委員会のメンバーは次のとおりであった。委員長 政務総監 有吉忠一、委員 殖産局長西村保吉、内務局長大塚常三郎、財務局長和田一郎、監察官田中卯三、参事官矢鍋永三郎、大西一郎、総督府事務官 財務局税務課長井上清、財務局関税課長井上主計、財務局司計課長林繁蔵、内務局地方課事務官富永文一など。

(27) 前掲堀論文、二二三—二四頁。

(28) 前掲『三峰下岡忠治伝』四二三—四二四頁。

(29) 「税務機関設置中止」(『金融と経済』第六四号、一九二四年八月)。

(30) 『京城日報』一九二四年一月二四日付。

(31) 『京城日報』一九二四年二月二日付。

(32) 藤本修三「朝鮮の税制及び税制の運用について」(友邦協会所蔵聴き取りテープT—一四三、一九六〇年三月二三日録音)。

(33) 迎由理男「大蔵官僚と税制改革」(波形昭一・堀越芳昭編『近代日本の経済官僚』日本経済評論社、二〇〇〇年)二八頁。

(34) 朝鮮総督府財務局『朝鮮ニ於ケル税制整理経過概要』(朝鮮総督府、一九三五年)一三頁(以下「税制整理経過概要」と略す)。

(35) 『帝国議会議院委員会議録』第四八卷(臨川書店、一九八八年)六八五頁。

(36) 『東京朝日新聞』一九二六年四月一五日付。

(37) 『京城日報』一九二六年六月二九日付。

(38) 『京城日報』一九二六年七月六日付。

(39) 『京城日報』一九二六年九月七日付。

(40) 大蔵省編『明治大正財政史七』(経済往来社、一九五七年)一三八—一四二。

(41) 前掲「税制整理経過概要」五三—五七頁。

(42) 前掲「税制整理経過概要」五七頁。

(43) 『京城日報』一九二六年九月七日付。

(44) 『京城日報』一九二六年九月一〇日付。

(45) 水田直昌「朝鮮財政・金融史話」(財団法人友邦協会『朝鮮近

代史料研究集成第一号」一九五九年）一二七頁。

(46) 国立公文書館所蔵「殖民地出張復命書の件」（2A—14—纂—1718）。

(47) 浜田恒之助、大山長資共著『我が殖民地』（富山房、一九二八年）三四八頁。

(48) 奈良岡聡智『加藤高明と政党政治』（山川出版社、二〇〇六年）。

(49) 拓殖局属託大山長資は加藤高明が時期尚早であることを言いながら、「若し朝鮮人の文化が内地人の程度に進み、国家といふものに対する信念なり感情なりが慥かりして来たなら、自治を認め、てやつても差支あるまいと思ふ」と述べたと回想している（前掲『我が殖民地』四二七頁）。

(50) 江木翼「朝鮮騒動と植民政策の根本義」（『朝鮮及満州』第一四三号、一九一九年五月）。

(51) 『大阪朝日新聞』朝鮮版 一九二四年七月二〇日付。

(52) 前掲『三峰下岡忠治伝』二六三—二六四頁。

(53) 三矢宮松「異民族統治の要領」（『朝鮮公論』第一二卷第一号、一九二四年一月、九—一〇頁）。ちなみに三矢宮松警務局長は同年一〇月、朝鮮を訪問した植民学者矢内原忠雄を官舎に招待したが、おそらく植民地統治に対する意見を聴取するためであろうと考えられる。

(54) 前掲『我が殖民地』三六九頁。

(55) 「朝鮮統治二十五周年『朝鮮回顧譚』座談会」（その三）（『思想と生活』第二〇巻第七号、一九三五年七月）（水沢斎藤実記念館所蔵）三八頁。

(56) 松田利彦「植民地期朝鮮における参政権要求運動団体」（浅野

豊美、松田利彦編『植民地帝国日本の法的構造』信山社、二〇〇四年、三八八—三九〇頁）は『大阪朝日新聞 鮮滿付録』や『釜山日報』の記事を引用しながら、下岡総監が内地延長主義から自治論への転換を示唆する動きをみせていたと指摘している。

(57) 「田健治郎日記」一九二五年八月九日条、九月二一日条（国立国会図書館憲政資料室所蔵『田健治郎関係文書』に所収）。

(58) 一九二五年（推定）二月二二日付斎藤実宛菊池慎之介書翰（国立国会図書館憲政資料室所蔵『斎藤実関係文書』六七九、以下「斎藤実文書」と略記す）。

(59) 副島の自治論主張については従来の研究は、前掲召の本、前掲松田の論文、前掲趙聖九の本、前掲姜東鎮の本などを参照。姜はその政策的意図が、「当時の朝鮮民衆の反日気運の盛り上りを鎮静するための懐柔と、当時に漸次強力になりつつあった共産主義者を孤立させるとともに、植民地統治権力側に接近しつつあった民族主義右派を抱き込むこと」によって、独立運動の分裂を策する観測気球たる「ところにあつた」という。またその実行課程については総督府当局と東亜日報幹部と副島が事前協議の上で発表したと主張した。これに対して趙は斎藤実宛副島書翰を引用しながら、東亜日報幹部との事前協議説を否定して、副島の自治論がただ当局の意向を反映したに過ぎないという訳ではなく、彼の持論であつたことを明らかにした。また趙は、斎藤総督の個人顧問である阿部充家は三矢警務局長と共に民族主義者の誘導策として副島の「朝鮮自治論」を利用しようとし、それは斎藤総督の暗黙の了解を得たと主張したが、姜や趙の主張は阿部主導の陰謀という陰謀説を免れるものではない。一方召は、三矢局長が副島を利用し

て自治論を発表したという趙の解釈を批判しながら、朝鮮人からの自治への要求を強調している。先行研究は阿部や三矢警務局長主導による誘導策に副島が利用されたという策略説や、朝鮮人からの自治への要求を提唱の背景として説明していたが、朝鮮総督府側の政策意図は明らかになっていない。特に阿部や三矢の陰謀によるものと解釈するのは、当時の総督府の自治論に対する態度から判断すると、大いに批判の余地がある。

(60) 前掲趙の本、一四七頁。

(61) 一九二六年四月二日付齋藤実宛副島道正書翰（前掲「齋藤実文書」九五五―二六）。前掲趙の本一六八頁から再引用。

(62) 朝鮮事情研究会は朝鮮から引き上げた内務省官僚が中心となつて、朝鮮の実情を紹介し、朝鮮統治に関する国民的機運の勃興を計る目的で一九二四年組織された団体である。機関紙として『朝鮮事情』という雑誌を発行しているが、そこには様々な朝鮮統治論が掲載されていた。参加した主要メンバーの顔触れは次のようである。水野鍊太郎、丸山鶴吉、小林光政、副島道正、馬場鍊一、宇佐美勝夫、阿部充家、小村欣一、宇垣一成、湯浅倉平、関屋貞三郎、吉野作造。

(63) 宇佐美勝夫「朝鮮の参政権問題」（『朝鮮時論』第二卷第一二号、一九二五年一〇月）八八―八九頁。ちなみに宇佐美は朝鮮議会について「朝鮮独立の思想を誘起するやうな結果になりはしないか」と反対した。

(64) 「関屋貞三郎日記」一九二六年八月七日条（国立国会図書館憲政資料室所蔵『関屋貞三郎関係文書』に所収）。

(65) 中村寅之助は有吉総監が兵庫県知事の時の事務官であり、有吉

と共に朝鮮に来て以来、総督府秘書官を経て文書課長として活躍した官僚である。

(66) 齋藤子爵記念会編『子爵齋藤実伝』第二卷（齋藤子爵記念会、一九四二年）六六四―六六七頁。中村は『子爵齋藤実伝』で二月に齋藤総督から指示を受けたというが、齋藤実日記を調べると齋藤は二月三日から三月一日まで日本にいたので、前後事情を判断すると三月の方が事実に近いと思われる（齋藤実日記によると、中村が齋藤と面会したのは三月一五日であった）。

(67) 前掲森山論文、前掲金の本など。ちなみに朝鮮総督府は総督府官僚の欧米植民地への出張や植民地研究を進めていたが、一九二五年、総督府官房文書課はその成果を「外国植民地制度梗概」という三冊の本としてまとめた。その主な内容はインド地方自治制度、フィリピン自治法など植民地立法機関に対する研究であった。文書課長であった中村は、この研究成果を参照して意見書を作成したのではないかと考えられる。

(68) 塩出浩之「戦前期樺太における日本人の政治的アイデンティティについて―参政権獲得運動と本国編入問題―」（『日本とロシアの研究者の目から見るサハリン・樺太の歴史（I）』、北海道大学スラブ研究センター、二〇〇六年一月）三二―三三頁。

(69) 一九二六年四月二日付齋藤実宛副島道正書翰（前掲「齋藤実文書」九五五―二六）

(70) 一九二六年七月一三日付阿部充家宛齋藤実書翰（国立国会図書館憲政資料室所蔵『阿部充家関係文書』一一一―一四一）。

(71) 中央朝鮮協会については別稿を準備している。

(72) 一九二七年四月二日付齋藤実宛田辺安之助書翰（前掲「齋藤実

文書」一〇四〇。

- (73) 一九二七年四月五日付齋藤実宛副島道正書翰（前掲「齋藤実文書」九五五―五二）。

- (74) 「財部彪日記」一九二七年二月一〇条（国立国会図書館憲政資料室所蔵『財部彪関係文書』所収）。

- (75) 齋藤総督の辞任課程については、駄場裕司「齋藤実朝鮮総督更迭をめぐる対立図式」（『日本歴史』六九〇号、二〇〇五年一月号）加藤聖文「政党内閣確立期における植民地支配体制の模索―拓務省設置問題の考察」（『東アジア近代史』一号一九九八年）、前掲岡本論文を参照のこと。

- (76) 阿部充家は「西園寺公も此の点には頗る憂慮し居らるやの消息も伝はり居申候」と齋藤総督に伝えていた（一九二七年二月二七日付齋藤実宛阿部充家書翰（前掲「齋藤実文書」二八三―一四九）。

- (77) 一九二七年二月三日付齋藤実宛浅利三朗書翰（前掲「齋藤実文書」二六四―一）。

- (78) 樺山資英伝記刊行会編『樺山資英伝』（樺山資英伝記刊行会、一九四二年）四七四―四七五頁。

- (79) 「池上政務総監物語」（『朝鮮公論』第一六卷第一号、一九二八年一月）六五―六七頁。

- (80) 前掲「関屋貞三郎日記」一九二九年六月二二日条。

- (81) 一九二九年八月二〇日付田中義一宛児玉秀雄書翰（『児玉英雄関係文書』一―三九、以下「児玉文書」と略す）。この史料の用にあたっては、児玉家並びに伊藤隆先生にお尽力をたまわった。記して感謝の意を表明する。

- (82) 木村健二「朝鮮総督府経済官僚の人事と政策」（波形昭一・堀

越芳昭編『近代日本の経済官僚』日本経済評論社、二〇〇〇年）はこの時期について「局長・課長ともに日本本国からの新任者が多くを占めることになる」と記述しているが、この記述はあやまりであることを指摘しておく。

- (83) 『東京朝日新聞』一九二七年二月二一日付。

- (84) 前大阪市長池上四郎君彰徳会編『元大阪市長池上四郎君照影』（前大阪市長池上四郎君彰徳会、一九四一年）一一〇―一一一頁。

- (85) 一九二八年二月二五日付齋藤実宛細井肇書翰（前掲「齋藤実文書」一三五二―一八三）。

- (86) 一九二九年四月一八日付齋藤実宛米田勘太郎書翰（前掲「齋藤実文書」一六四〇―一六）。

- (87) 一九二八年三月一八日付齋藤実宛藤原喜蔵書翰（前掲「齋藤実文書」一三三八―一五）。

- (88) 『東京朝日新聞』一九二七年二月三二日付。

- (89) 田中武雄「研究会第五十回記念集会―朝鮮統治瞥見」（学習院東洋文化研究所所蔵。聴取りテープT二三、一九五九年録音）。

- (90) 朝鮮総督府『施政三十年史』（朝鮮総督府、一九四〇年）二五四―二五六頁。

- (91) 欄木寿男「山梨半造朝鮮総督の『普通教育拡張案』（『海峡』第一号、一九七四年二月）一六―一七頁。

- (92) 『東京朝日新聞』一九二八年九月四日付。

- (93) 『京城日報』一九二八年六月三〇日付。

- (94) 松村盛松氏談「二面一校の財源流用問題に就いて」（『朝鮮及満州』第二五二号、一九二八年一月）五頁。

- (95) 『大阪朝日新聞』朝鮮版一九二八年八月一日付。
- (96) 平井三男「山梨朝鮮総督の秕政」(前掲「斎藤実文書」一〇四—五四)。
- (97) 前掲「倉富勇三郎日記」一九二九年五月二五日条。
- (98) 総理府恩給局編『恩給制度史』(大蔵省印刷局、一九六四年)一三九—一四〇頁。
- (99) 註九三と同一。
- (100) 加藤聖文(植民地統治における官僚人事—伊沢多喜男と植民地)(大西比呂志編『伊沢多喜男と近代日本』芙蓉書房出版二〇〇三年)一一八頁。加藤氏は伊沢多喜男の覚書である「朝鮮総督問題について」(伊沢多喜男関係文書研究会『伊沢多喜男関係文書』芙蓉書房出版二〇〇〇年)を使って、伊沢朝鮮総督就任に対する昭和天皇の反対を明らかにした。
- (101) 伊藤隆『昭和初期政治史研究』(東京大学出版会、一九六九年)八五頁。
- (102) 一九三〇年三月一五日付児玉宛安岡一郎書翰(前掲「児玉文書」三一—二〇—一)。
- (103) 同右。
- (104) 一九二九年九月一日付児玉秀雄宛西原亀三書翰(前掲「児玉文書」二—一七)。
- (105) 拓務省設置については前掲加藤論文「政党内閣確立期における植民地支配体制の模索—拓務省設置問題の考察」が詳しい。
- (106) 一九二九年八月七日付児玉秀雄宛安岡一郎書翰(前掲「児玉文書」二—一六)。
- (107) 一九二九年八月二三日付齋藤実宛牧山耕蔵書翰(前掲「斎藤実文書」一三七—五—二)。
- (108) 一九二九年八月二二日付児玉秀雄宛安岡一郎書翰(前掲「児玉文書」二—一七)。
- (109) この人事は、中川健蔵を文部次官に、篠原英太郎を普通学務局長にするなど、省外から(ともに内務省出身)、民政系の人を入れた。
- (110) 一九二九年一〇月一九日付齋藤実宛丸山鶴吉書翰(前掲「斎藤実文書」一四四—三—一八)。
- (111) 「斎藤実日記」一九二九年一月八日条(前掲「斎藤実文書」所収)。
- (112) 一九二六年から警務局長に任命する前まで、島根県知事、青森県知事(一九二七年五月)、茨城県知事(一九二七年一月)、栃木県知事(一九二九年七月)を歴任。実兄は憲政会の代議士であつた森岡京二郎。
- (113) 『帝国議会衆議院委員会議録』昭和編九(東京大学出版会、一九九〇年)三三—三四頁。
- (114) 国立公文書館所蔵「衆議院議員加藤鯛一提出朝鮮ノ統治ニ関スル質問ニ対スル内閣総理、外務両大臣答弁書」(2A—14—纂—18701)。
- (115) 『京城日報』一九二九年六月一九日付。
- (116) 一九二九年六月二二日付児玉秀雄宛浅利三朗書翰(前掲「児玉文書」一—一一)。
- (117) 『京城日報』一九二九年八月一三日付。
- (118) 『朝鮮総督府官報』一九二九年九月六日付第八〇六号。
- (119) 『京城日報』一九二九年一〇月九日付。

- (120) 金広烈「一九二〇—一九三〇年代朝鮮で実施された日本の窮民救済土木事業—求職渡日現状の概然的要因として—」(姜徳相・鄭鎮星外「近・現代韓日関係と在日同胞」ソウル大学出版部、一九九九年)一〇四—一〇五頁。
- (121) 一九二九年七月二〇日付児玉秀雄宛大村卓一書翰(前掲「児玉文書」一一一〇)。
- (122) 『京城日報』一九二九年七月三二日付。
- (123) 一九二九年七月三一日付齋藤実宛浅利三朗書翰(前掲「齋藤実文書」二六四—四)。
- (124) 「予算整理緊縮方針ニ関シ朝鮮総督府ニ就キ特ニ考慮セラレ度事項」(前掲「齋藤実文書」七三—三七)。
- (125) 『京城日報』一九二九年七月一八日付。
- (126) 一九二五年二月一八日付齋藤実宛細井肇書翰(前掲「齋藤実文書」一三五—一二七)。
- (127) 阿部は「人心を新にし従来の空気を一洗するに非らずんば朝鮮の前途は中々樂觀を許さざるもの有之候」、「時勢に先つて人心を指導されたる一点は閣下親しく見る所復た我々須わす」、「是非朝鮮統治に於て伊藤公の典型を閣下に依つて見出さん事邦家の為めに切に熱望の至りに堪へず候」と児玉に朝鮮統治の転換を期待した(一九二九年八月一〇日付児玉秀雄宛阿部充家書翰(前掲「児玉文書」四—一四)。
- (128) 一九二九年六月二三日付児玉秀雄宛阿部充家書翰(前掲「児玉文書」一一二四—一)。
- (129) 一九二九年八月七日付児玉秀雄宛阿部充家書翰(前掲「児玉文書」三一—一八)。
- (130) 前掲「関屋貞三郎日記」一九二九年八月一八日条。
- (131) 前掲「倉富勇三郎日記」一九二九年九月一二日条。
- (132) 『京城日報』一九二九年九月二一日付。
- (133) 一九二九年九月二〇日付徳富蘇峰宛阿部充家書翰(酒田正敏他編『徳富蘇峰関係文書』第三卷(山川出版社、一九八七年)一—四頁)。
- (134) 生田清三郎「齋藤総督の大慈悲念願」(有賀さんの事跡と思ひ出)編纂会「有賀さんの事跡と思ひ出」、一九五三年)二五六頁。
- (135) 前掲岡本論文。また関屋貞三郎は小河秘書官を通じて、朝鮮地方制度改正につき憂慮を表した。これに対して児玉は「漸進穩健ナル順序方法ニ基キ政治的向上ヲ図ル」こと、つまり総督案としては一〇年間猶予期間を置くなど漸進的な順序方法に朝鮮居住者の政治的向上をはかることと安心させた(一九二九年二月八日付関屋貞三郎宛児玉秀雄書翰(前掲「関屋文書」二九九—一)。
- (136) 一九二九年一月八日付児玉秀雄宛阿部充家書翰(前掲「児玉文書」二—一三—一)。
- (137) 「朝鮮自治領制度の研究・起案」『朝鮮近代史料研究集成三』(朝鮮近代史料研究会、一九六〇年)、「朝鮮の地方自治について」(『東洋文化研究』四号、二〇〇二年三月)、「朴重陽について」(『東洋文化研究』(第四号、二〇〇二年三月)等)。
- (138) 前掲「朴重陽について」。
- (139) 齋藤実文書にはこの方案以外にも四種類の参政権問題の書類が含まれているが、結局採択された案が次のような点から、この案ではないかと思われる。まず、この案だけが活版印刷されていて、それにこの文書は「齋藤実文書」以外にも「児玉文書」、「渡辺忍

関係文書」(友邦協会所蔵)に含まれていた。ただ、「渡辺忍関係文書」には手書きの形で残っていた。

(140) 一九二九年二月二四日付児玉秀雄宛生田清三郎書翰(前掲「児玉文書」一―四六)。

(141) 今村武志「半世紀の朝鮮」(『朝鮮近代史料研究集成三』、一九六〇年)一七九頁。

(142) 『読売新聞』一九二九年二月二三日付。

(143) 註(140)と同じ。

(144) 前掲「斎藤実日記」一九二九年二月二三日、一四日条。

(145) 『読売新聞』一九三〇年三月六日付。

(146) 前掲森山論文、二二―二三頁。

(147) 前掲「倉富勇三郎日記」一九二七年八月九日条。

(148) 松村松盛土地改良部長「意見書」(前掲「児玉文書」五―三一)。

松村は一九二八年三月から一九二九年一月まで土地改良部長に勤めるが、史料の中で拓務省という名称や緊縮財政を言及する部分から判断すると一九二九年七月から一月までの間に作成されたと見られる。